

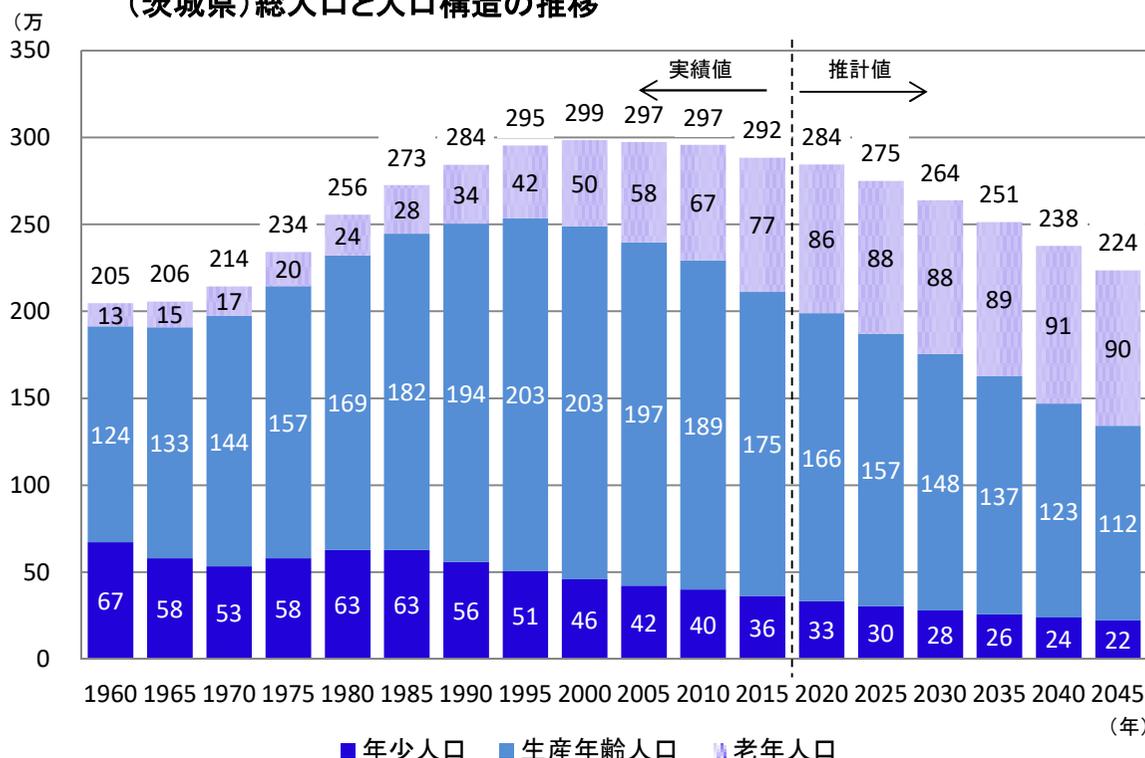
男女共同参画を取り巻く社会的背景

少子高齢化と人口減少社会	1
働き方の変化	5
暮らし方の変化	8
男女共同参画社会について	14
社会的な意思決定への女性の参画状況	15
進学における状況	20
農業における現状	21
男女間の暴力	22
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数	25

少子高齢化と人口減少社会①【人口構造と世帯の家族類型別割合の推移】

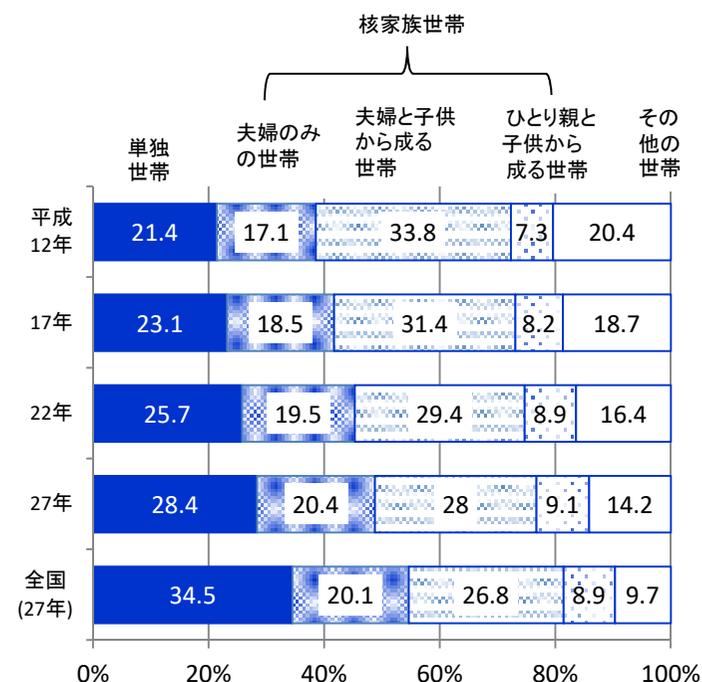
- 本県の人口は、2000年の約299万人を頂点として、2010年には297万人、2015年は292万人と減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年には、約224万人まで減少すると見込まれています。
- 世帯の家族類型別割合をしてみると、「夫婦と子供」世帯の割合が低下、単独世帯・夫婦のみ世帯の割合が上昇しています。

(茨城県)総人口と人口構造の推移



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計値。

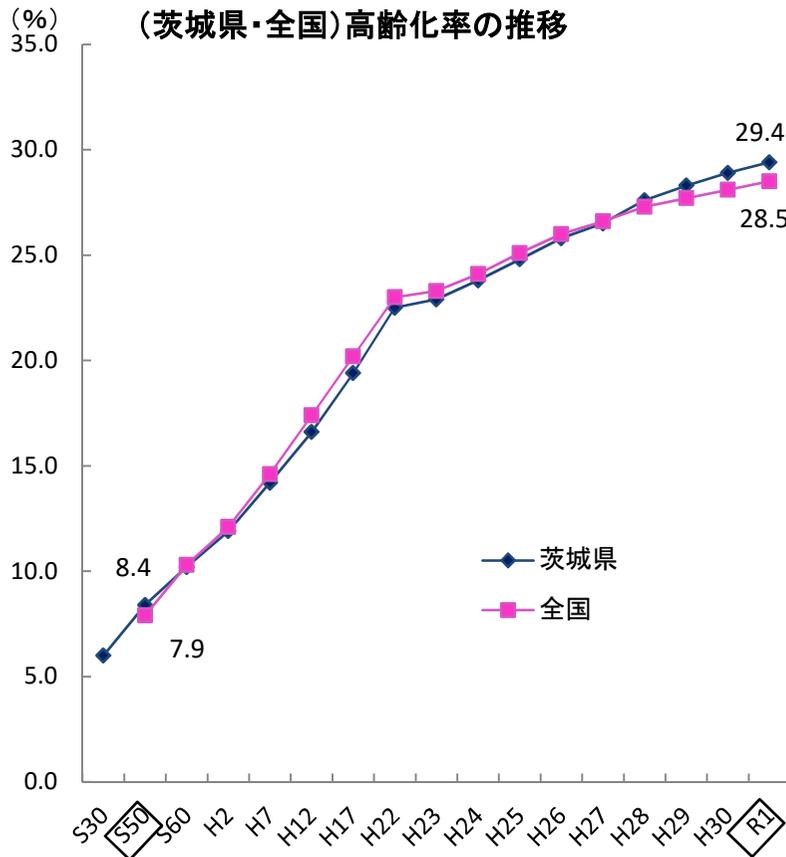
(茨城県)世帯の家族類型別割合等の推移



【出典】茨城県統計課「平成27年国勢調査人口等基本集計結果概要(確定数) 世帯の家族類型」
 【注記】平成12年から平成17年までの数値は、新分類区分による遡及集計結果による。

少子高齢化と人口減少社会②【高齢化率と主たる介護者の推移】

- 本県の総人口に占める65歳以上の人口割合（高齢化率）は、全国と同様に年々増加しています。男女別では、男性より女性の高齢化率が高くなっています。（R1年度茨城県男女別高齢化率 男性26.6%、女性32.2%）
- 主な介護者は、男女別では、女性の割合が高いものの、男性の割合が増加しています。また、続柄別では、「子の配偶者（同居）」が大きく減少し、「子（同居）」が増加しています。
- 同居の主な介護者のうち、「子」、「子の配偶者」の約5割が仕事をしています。



【出典】茨城県「茨城県常住人口調査」(各年10月1日現在)(統計課)
 全国「国勢調査」(S50~H22, H27)
 「年齢(5歳階級), 男女別人口及び割合-総人口」
 (H23~H26, H28~R1 各年10月1日現在)
 R1年10月1日の全国数値のみ概算の値。(総務省統計局)
 <令和元年度 男女共同参画年次報告書(概要版)P5>

(全国)男女・続柄別にみた介護者の割合の推移

		2001年	2004年	2007年	2010年	2013年	2016年
割合(割合)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
男女	男	23.6%	25.1%	26.1%	26.6%	27.3%	28.0%
	女	76.4%	74.9%	73.9%	73.4%	72.7%	72.0%
別居および同居	配偶者	71.1%	68.1%	66.0%	64.1%	61.8%	58.7%
	子の配偶者	20.6%	24.7%	29.0%	25.7%	29.2%	28.2%
	子	10.8%	20.0%	17.9%	20.0%	21.8%	21.8%
	子の配偶者	22.5%	19.0%	18.3%	19.2%	11.2%	8.7%
	父母	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.5%	0.6%
	その他の親類	2.3%	1.7%	2.5%	2.0%	1.8%	1.3%
	別居の配偶者	7.5%	8.7%	10.7%	9.6%	9.6%	12.2%
	専業主婦	9.2%	12.6%	12.0%	13.2%	14.8%	13.0%
	その他	2.5%	4.0%	0.8%	0.7%	1.0%	1.0%
	本籍	0.6%	0.6%	10.8%	12.1%	13.0%	13.2%

【出典】厚生労働省「国民生活基礎調査」 【出典】国立社会保障・人口問題研究所
 「介護保険制度下での家族介護の状況に関する研究」
 (注:2016年は概本県を除く)

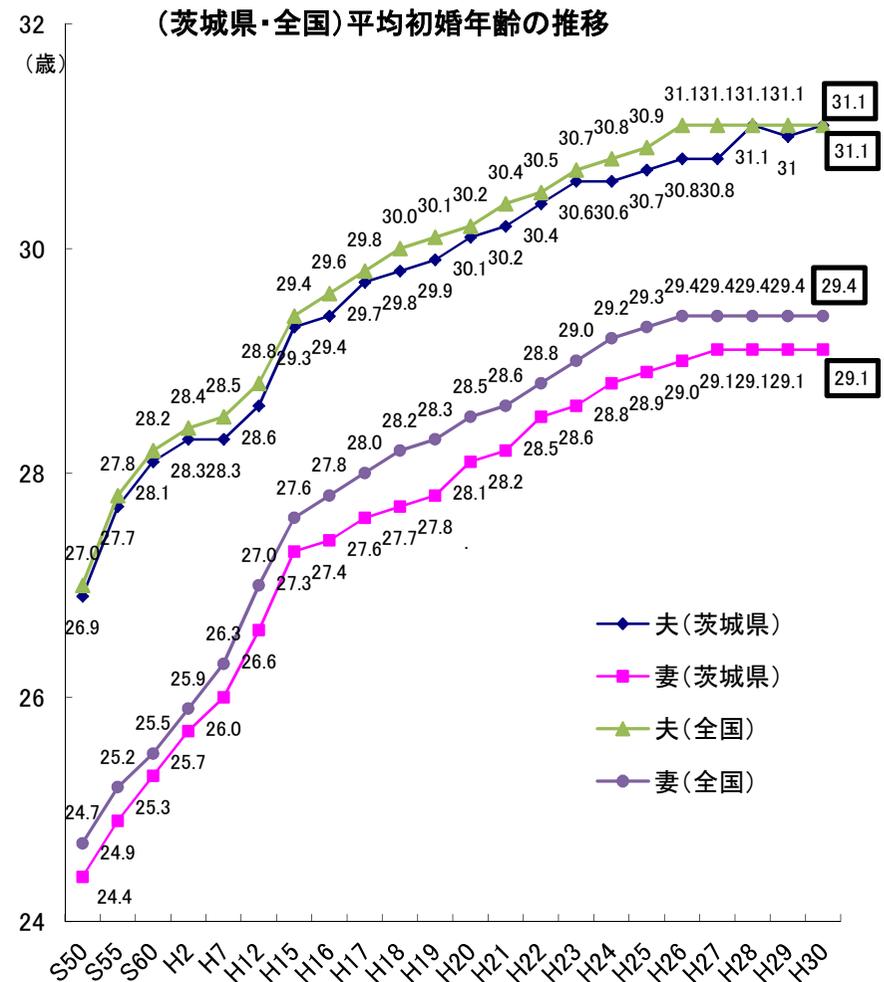
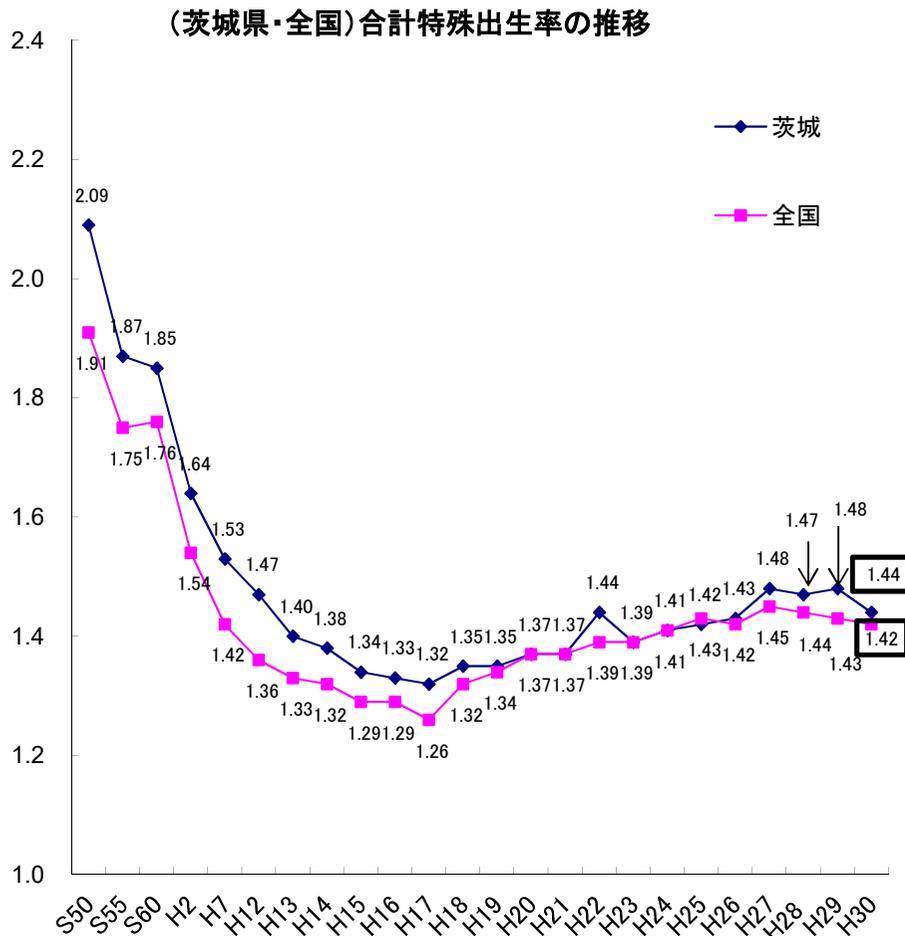
(全国)同居の主な介護者の仕事の有無(介護者の続柄別)

2016年		配偶者	子	子の配偶者	その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
仕事あり	28.1%	18.0%	57.0%	35.7%	28.0%
自営専業	0.8%	4.7%	60.0%	3.8%	0.2%
雇いあり	1.2%	0.5%	0.0%	0.7%	0.2%
雇いなし	0.4%	4.2%	7.7%	0.2%	0.0%
専業主婦	3.8%	1.8%	1.8%	18.7%	3.0%
会社・団体等の役員	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%
一般労働者	10.8%	4.0%	63.0%	22.3%	19.0%
一般労働者(契約期間の定めなし(雇止め))	10.3%	0.4%	23.7%	18.4%	15.0%
一般労働者(契約期間が1年以上の雇用者)	0.5%	1.5%	9.0%	0.8%	2.0%
1年以上1年半未満の契約の雇用者	0.4%	0.4%	7.0%	10.2%	2.0%
1日又は1月未満の契約の雇用者	0.3%	0.1%	0.5%	0.4%	0.0%
内職	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.8%	0.4%	1.2%	1.2%	0.0%
契約社員兼か子職	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%
仕事なし	71.9%	82.0%	33.0%	64.3%	72.0%
専業主婦	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
専業主夫	10.4%	97.4%	24.4%	40.4%	44.0%
その他	20.8%	21.6%	13.0%	3.2%	21.2%
介護の有無不明	1.8%	1.8%	2.8%	0.8%	0.7%

【出典】厚生労働省「国民生活基礎調査」 【出典】国立社会保障・人口問題研究所
 「介護保険制度下での家族介護の状況に関する研究」
 (注:本県を除く)

少子高齢化と人口減少社会③【合計特殊出生率と平均初婚年齢の推移】

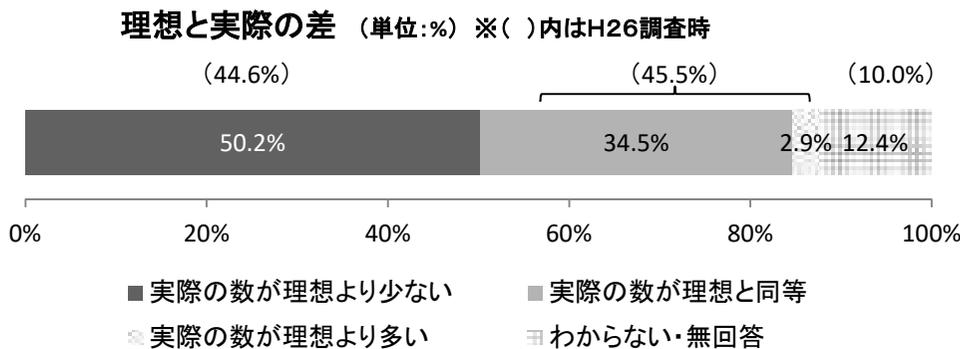
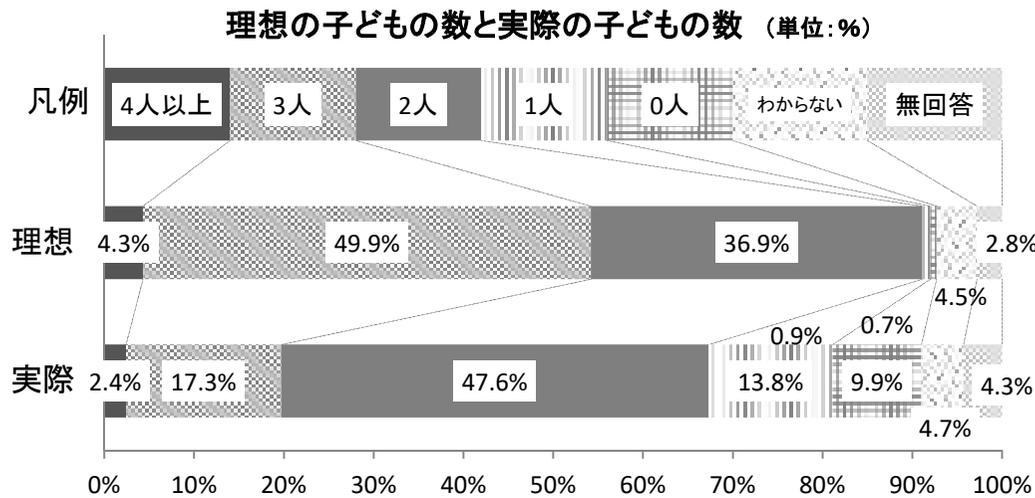
- 本県の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子供の推定人数)は、近年は全国値と近い数値で推移しており、平成30(2018)年は茨城県1.44、全国1.42となりました。なお、出生数は19,368人で、前年の20,431人から1,063人減少し、初めて2万人を下回りました。
- 本県の平均初婚年齢は、平成27(2015)年以降は横ばい傾向にあります。長期的には男性、女性とも上昇し、晩婚化が進んでいます。



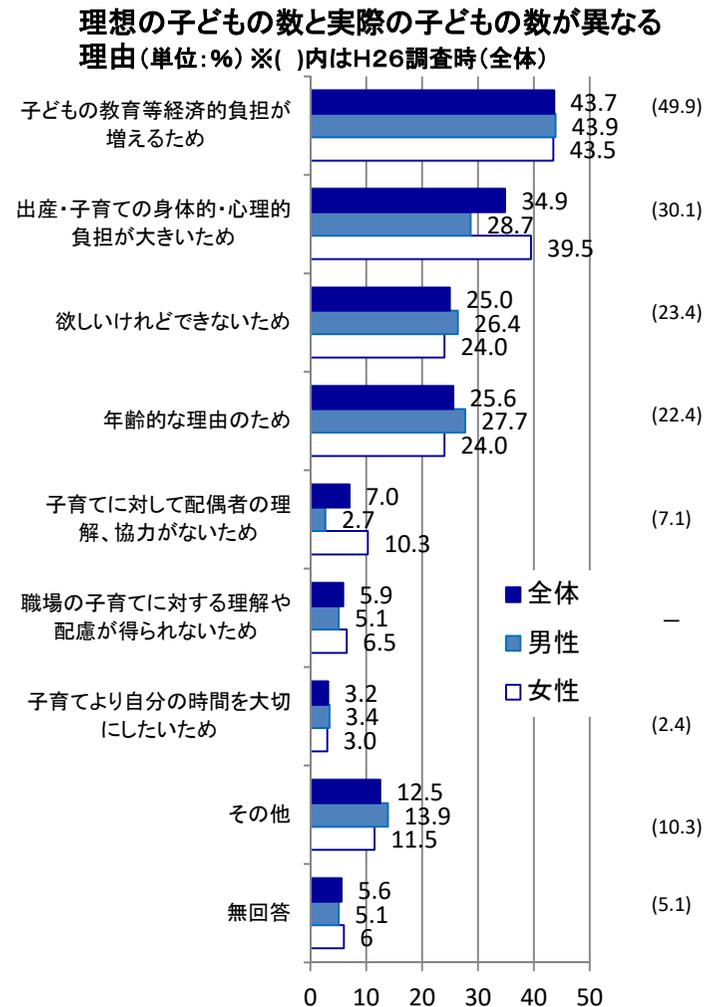
【出典】「人口動態統計」(厚生労働省) <令和元年度 男女共同参画年次報告書(概要版)P5~6>

少子高齢化と人口減少社会④【理想の子どもの数と現実の子どもの数】

- 「令和元年度 茨城県 男女の働き方と生活に関する調査(以下「県民意識調査」という。)」によると、回答者の約5割は、理想とする子どもの数より実際の子どもの数が少ないと回答しており、その理由として、「子どもの教育等経済的負担が増えるため」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいため」、「欲しいけどできないため」などが挙げられています。
- 性別にみると、「子どもの教育等経済的負担が増えるため」は男女共ほぼ同じ割合となっていますが、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいため」、「子育てに対して配偶者の理解、協力がいないため」の割合については、女性が男性を上回っています。

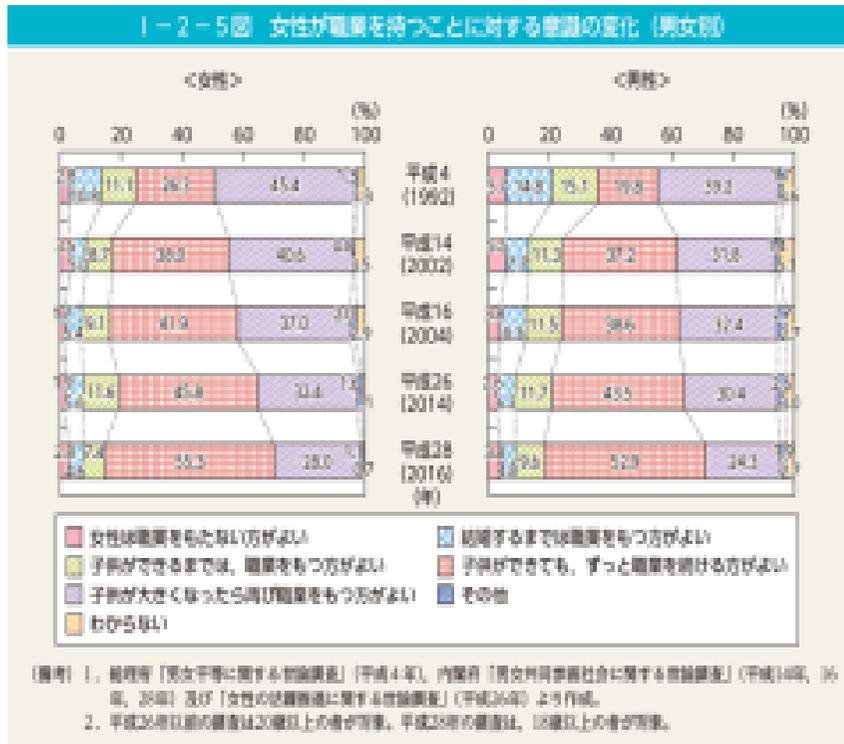


【出典】令和元年度 県民意識調査報告書(P39～45)

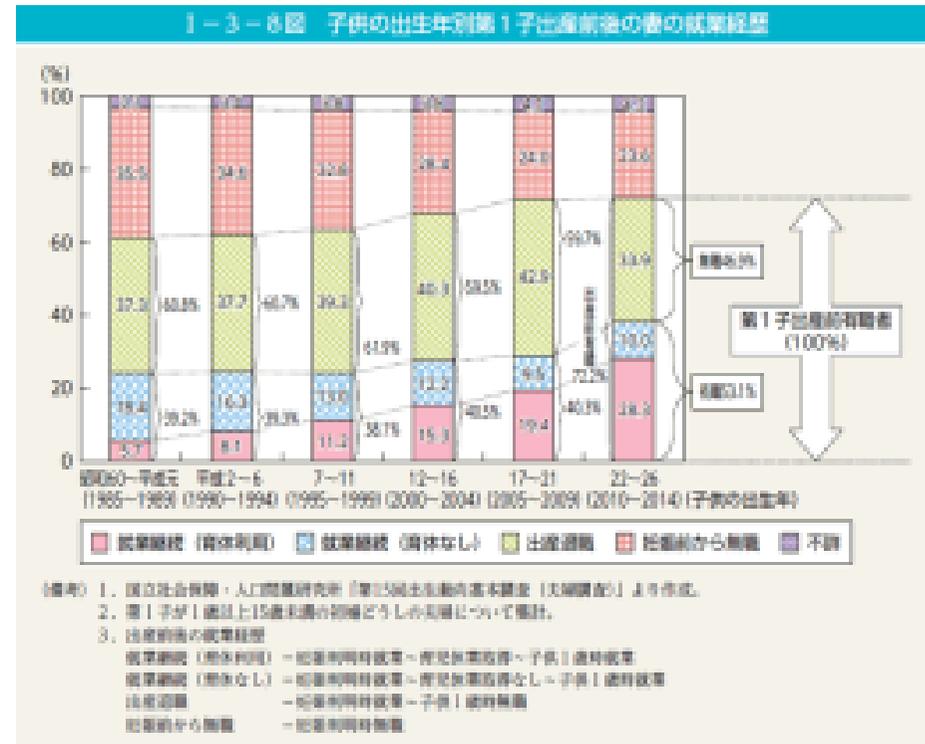


働き方の変化①【女性が職業を持つことに対する意識】

- 女性が職業を持つことに対する意識について、平成4(1992)年からの変化を男女別に見ると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに減少する一方で、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加しています。内閣府の平成28(2016)年度の調査では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が、男女とも初めて5割を上回り、令和元(2019)年度の調査では、女性63.7%、男性58.0%であり、男女ともに、6割前後まで上昇しています。
- また、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合も上昇しています。これまでは、4割前後で推移してきましたが、最新の調査では約5割へと上昇しました。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は大きく上昇しました。



【出典】令和元年度男女共同参画白書

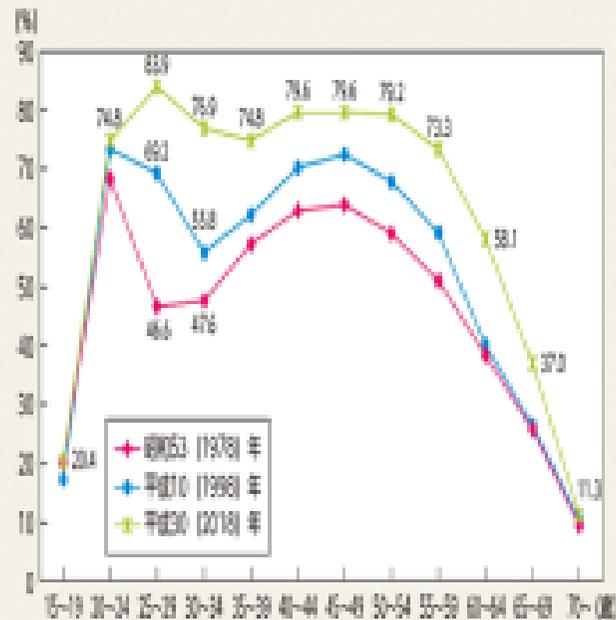


【出典】令和元年度男女共同参画白書

働き方の変化②【M字カーブの推移】

- 女性の労働力率を年齢階級別にみると、徐々に改善はしてきているものの、依然として30歳代を底とするM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。しかし、就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働力率をみると、M字のくぼみは小さくなります。

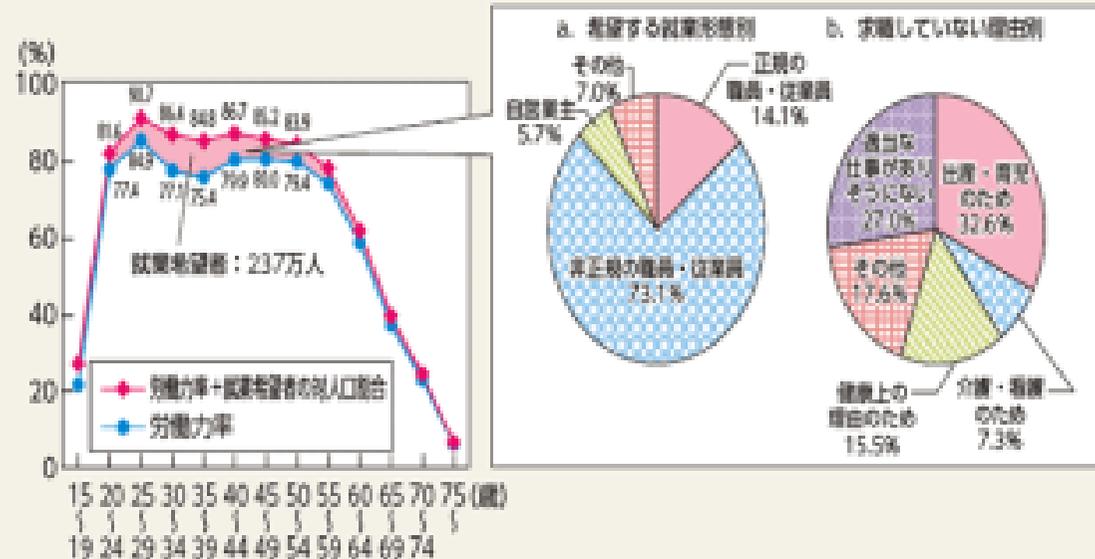
1-2-3図 女性の年齢階級別労働力率の推移



- 備考 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）/15歳以上人口」×100。

【出典】令和元年度男女共同参画白書

1-2-9図 女性の就業希望者の内訳（平成30（2018）年）

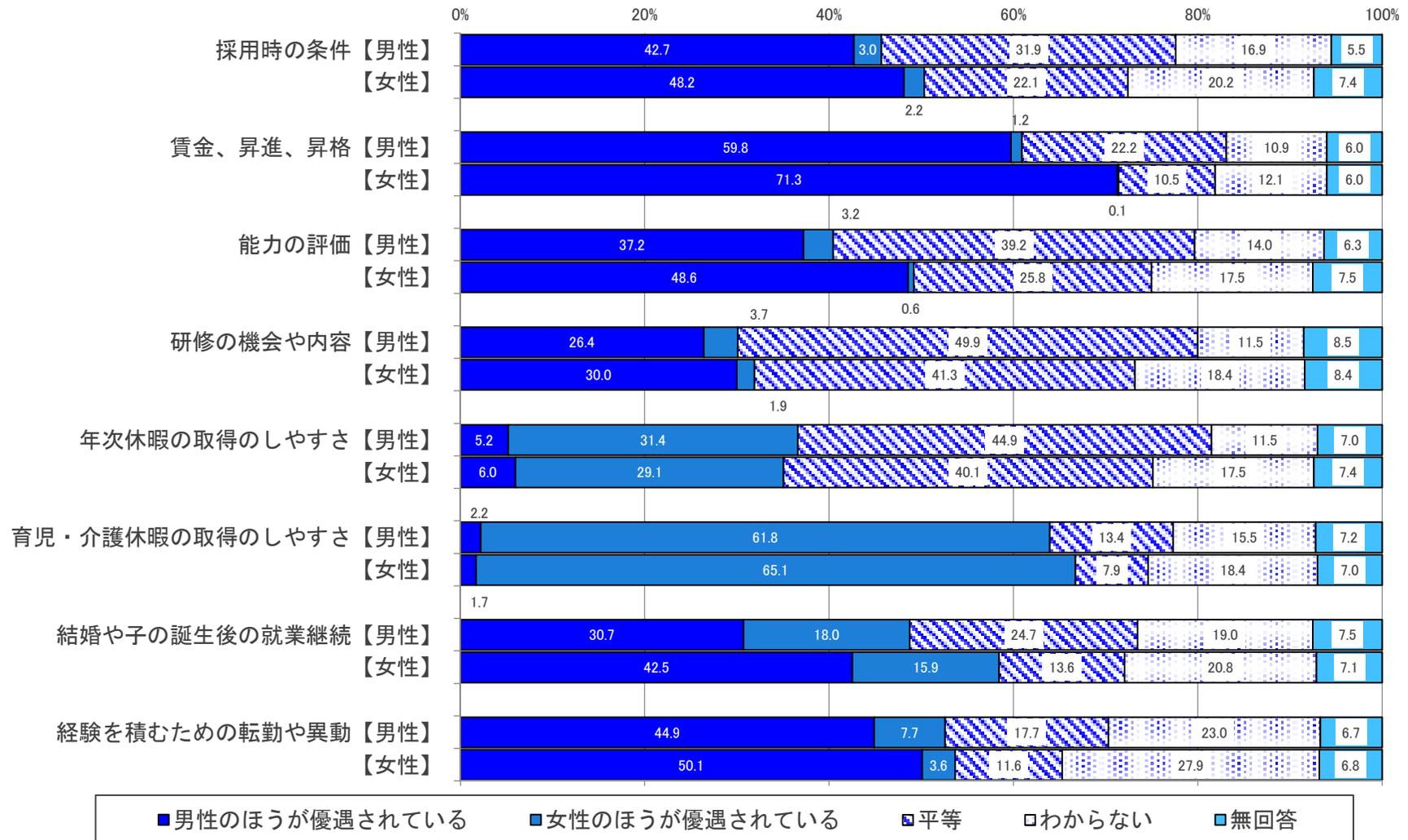


- （備考） 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成30年）より作成。
2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、（「労働力人口」+「就業希望者」）/「15歳以上人口」×100。
3. 「自営業主」には、「内職者」も含む。
4. 割合は、希望する就業形態内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

【出典】令和元年度男女共同参画白書

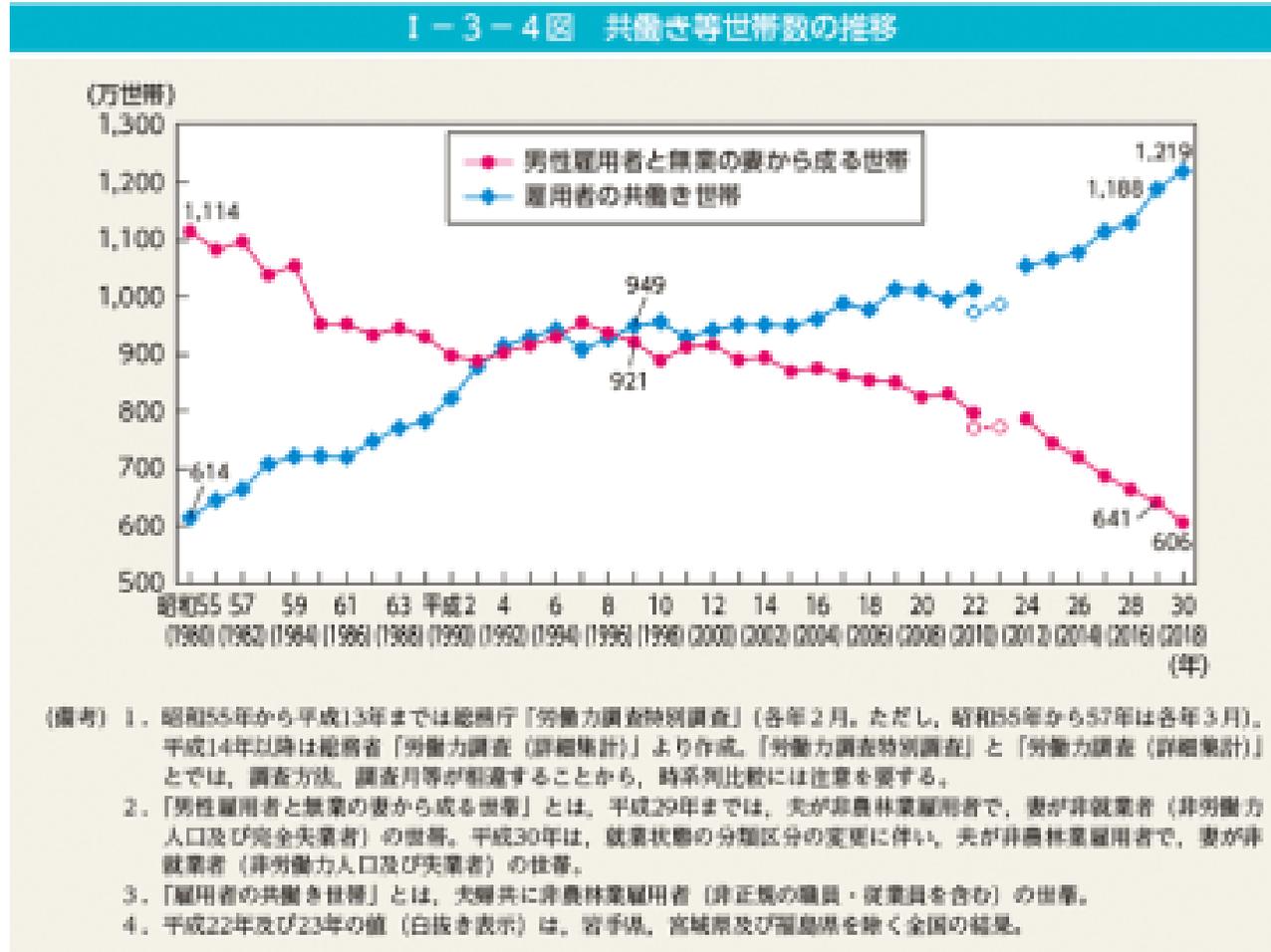
働き方の変化③【職場における男女の地位】

- 令和元年度県民意識調査によると、「研修の機会や内容」、「年次休暇の取得のしやすさ」では平等感が高いものの、「賃金、昇進、昇格」、「育児・介護休暇の取得のしやすさ」、「経験を積むための転勤や異動」では不平等感が強くなっています。
- 全ての項目において、「平等である」は、男性が女性を上回っています。また、「育児・介護休暇の取得のしやすさ」を除き、「男性の方が優遇されている」は、女性が男性を上回っています。



暮らし方の変化①【共働き世帯の推移】

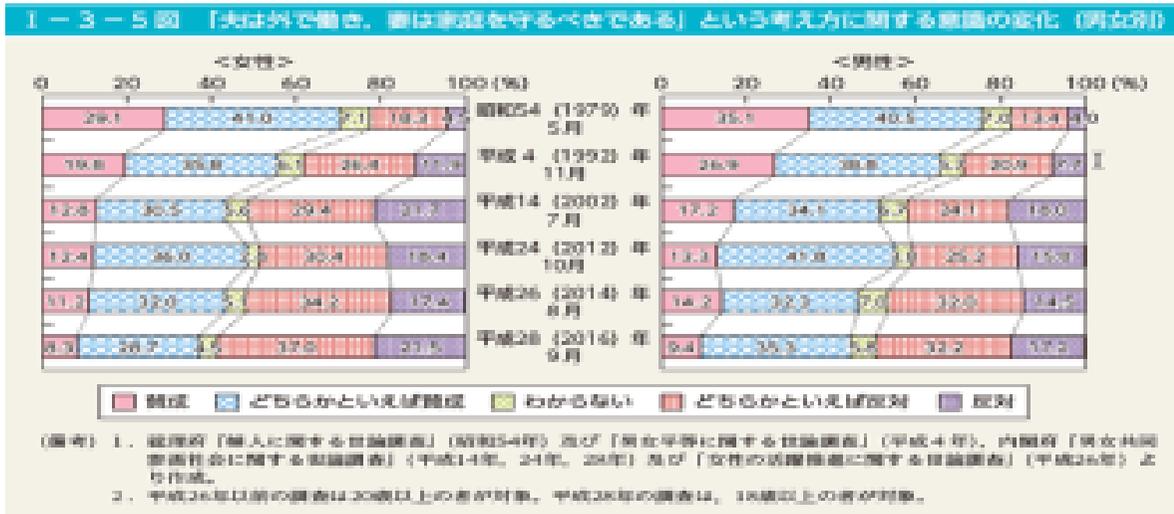
- 内閣府の令和元年版男女共同参画白書によると、昭和55(1980)年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9(1997)年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に平成24(2012)年頃からその差は急速に拡大しています。平成30(2018)年には、雇用者の共働き世帯が1,219万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が606万世帯となっています。



【出典】令和元年度男女共同参画白書

暮らし方の変化②【固定的性別役割分担意識】

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(性別役割分担意識)に反対する者の割合(「反対」+「どちらかといえば反対」)は、男女とも長期的に増加傾向にあり、内閣府の令和元(2019)年度の調査では、反対する者の割合は男女ともに6割前後となっています。(男性55.7%, 女性63.4%)
- 令和元年度県民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた『同感しない』が67.3%となっています。

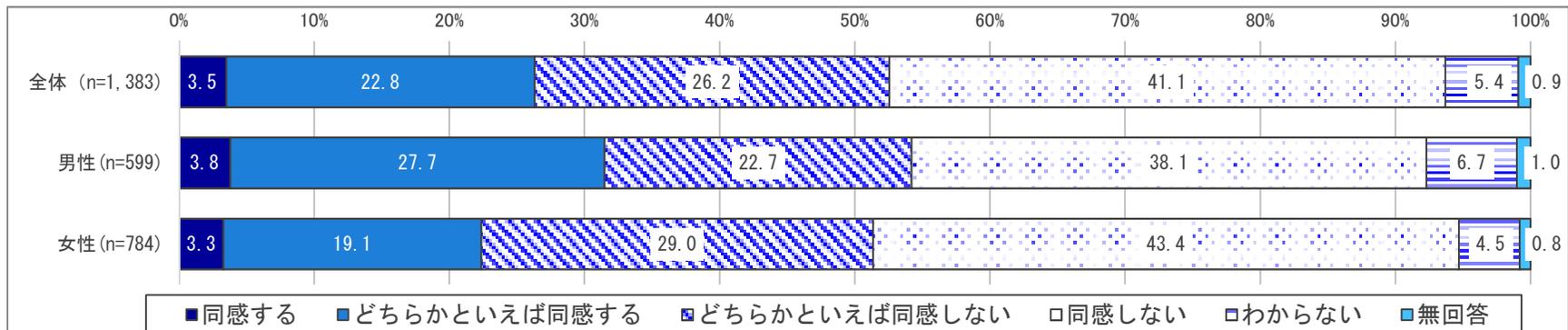


(茨城県)「男性は仕事、女性は家庭」という考え方の変化

		同感する計	同感しない計
H26	全体	40.0%	52.8%
	男性	45.7%	48.4%
	女性	35.0%	57.1%
R1	全体	26.3%	67.3%
	男性	31.5%	60.8%
	女性	22.4%	72.4%

【出典】令和元年度男女共同参画白書

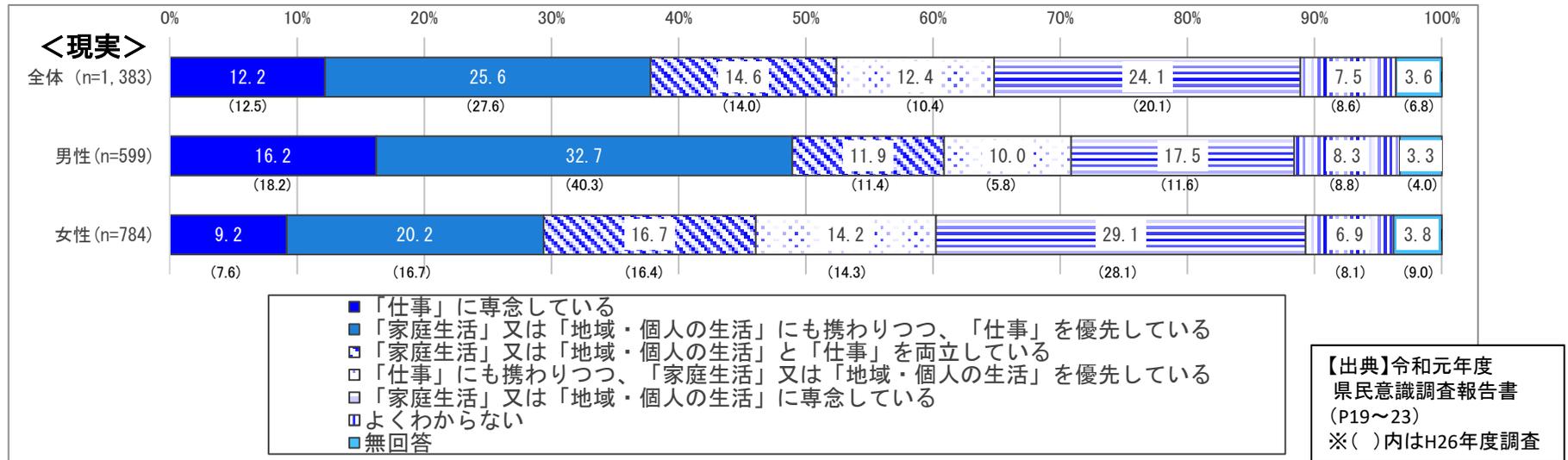
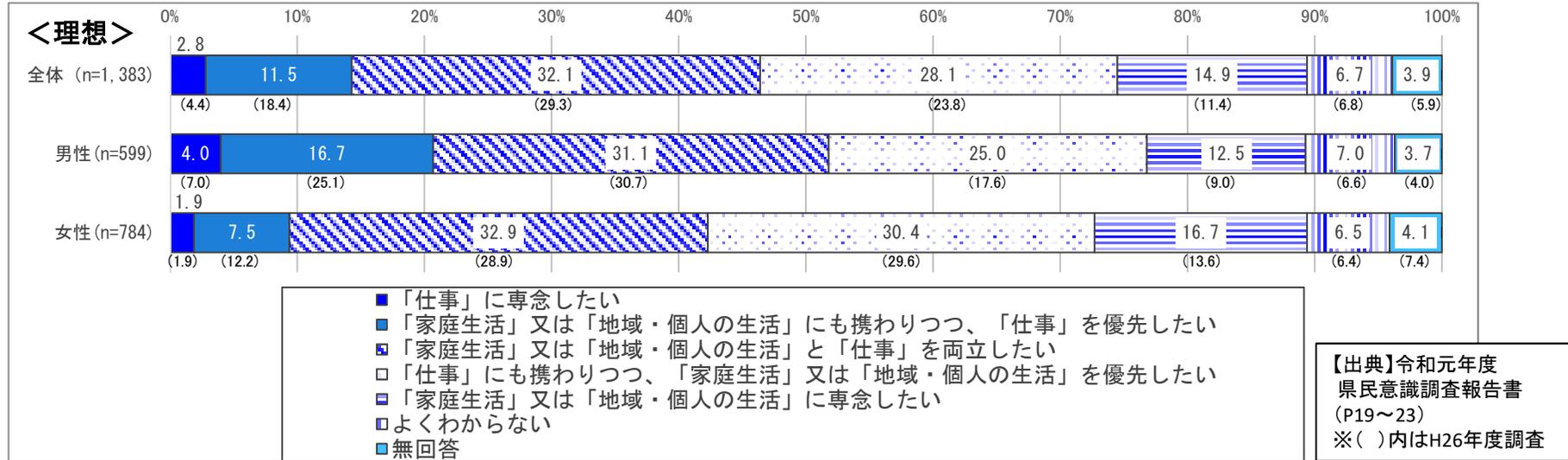
(茨城県)男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



【出典】令和元年度 県民意識調査報告書(P24~26)

暮らし方の変化③【仕事と生活の調和の理想と現実】

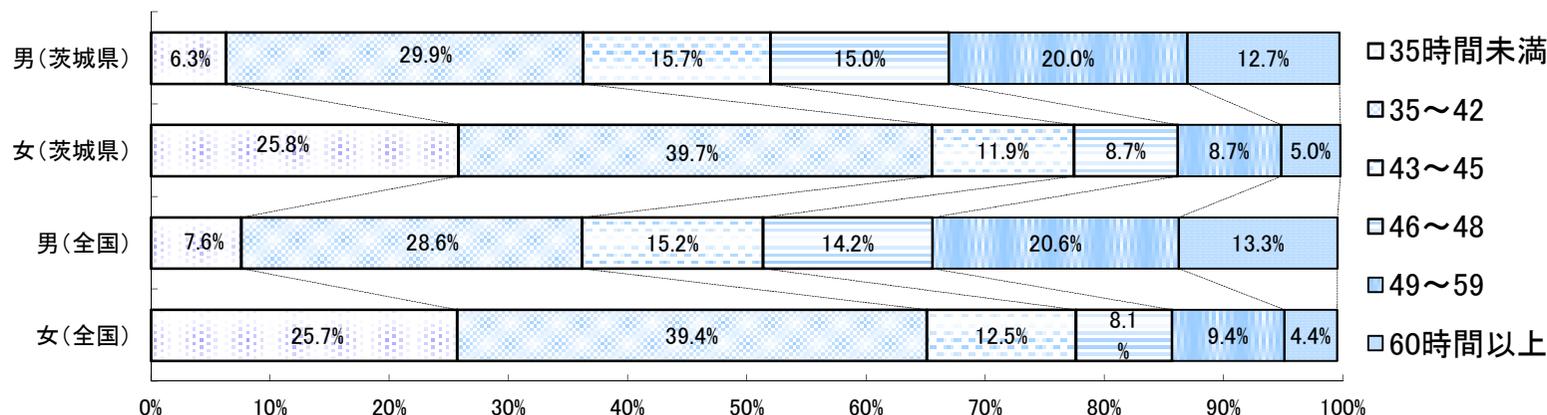
- 令和元年度県民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について、理想では、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したいが男女ともに約3割(男性:31.1%,女性:32.9%)と最も高くなっています。
- 現実では、男性は『家庭生活』又は『地域・個人の生活』にも携わりつつ、『仕事』を優先しているが32.7%と最も高く、女性は『家庭生活』又は『地域・個人の生活』に専念しているが29.1%と最も高くなっており、理想と現実の間に乖離が生じています。



暮らし方の変化④【男性の長時間労働と夫と妻の生活時間】

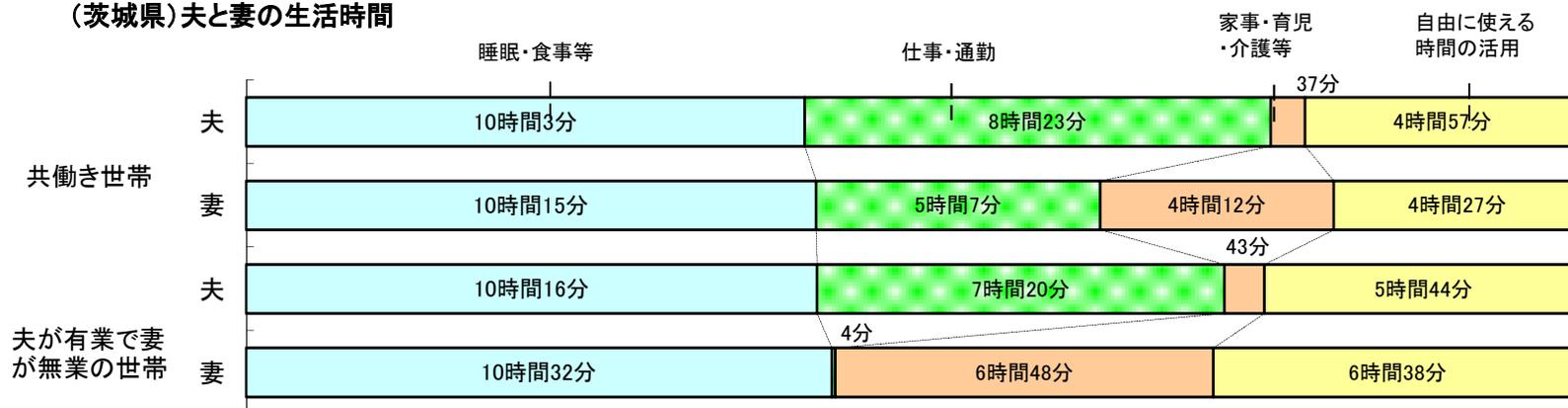
- 年間就業日数が200日以上の本県の雇用者の1週間の就業時間をみると、週60時間以上働いている者は、女性が全体の5.0%なのに対し、男性は12.7%にのぼり、全国同様に、男性の長時間労働がみてとれます。
- 夫と妻の生活時間は、夫の家事・育児・介護等に携わる時間は、共働き世帯において37分、夫が有業で妻が無業の世帯において43分と、どちらも妻が携わる時間と比較して非常に少なくなっており、全国的にも同様の傾向が見られます。

(茨城県・全国)週60時間以上就業している雇用者の割合



出典：平成29年「就業構造基本調査」(総務省)＜令和元年度 男女共同参画年次報告書概要版P12＞

(茨城県)夫と妻の生活時間

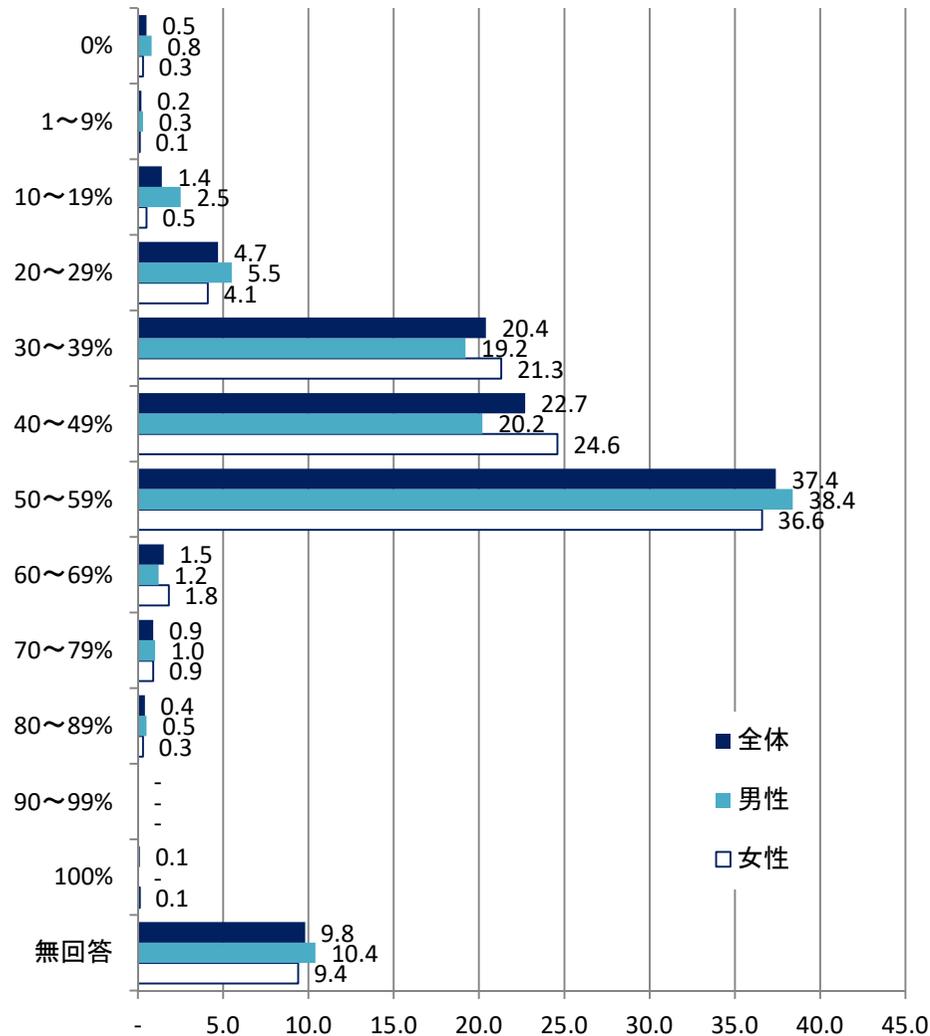


出典：平成28年「社会生活基本調査」(総務省)＜令和元年度 男女共同参画年次報告書概要版P4＞

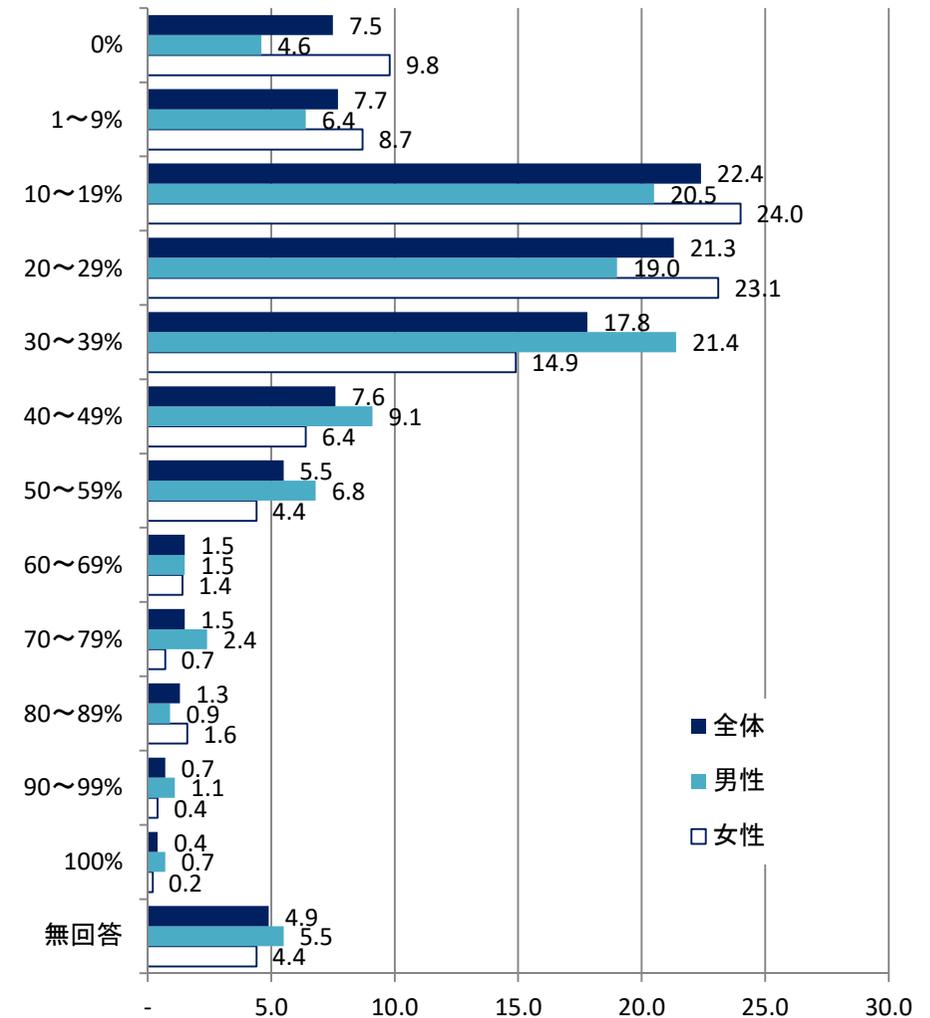
暮らし方の変化⑤【夫婦の家事分担の理想と現実①<夫の分担割合>】

令和元年度県民意識調査によると、夫の家事分担割合の理想は、「50%～59%」が約4割となっており、夫婦の平等な家事分担が理想と考えていますが、現実では、夫の家事分担割合は「10%～39%」が多くなっています。

夫の家事分担(理想) (単位: %)



夫の家事分担(現実) (単位: %)

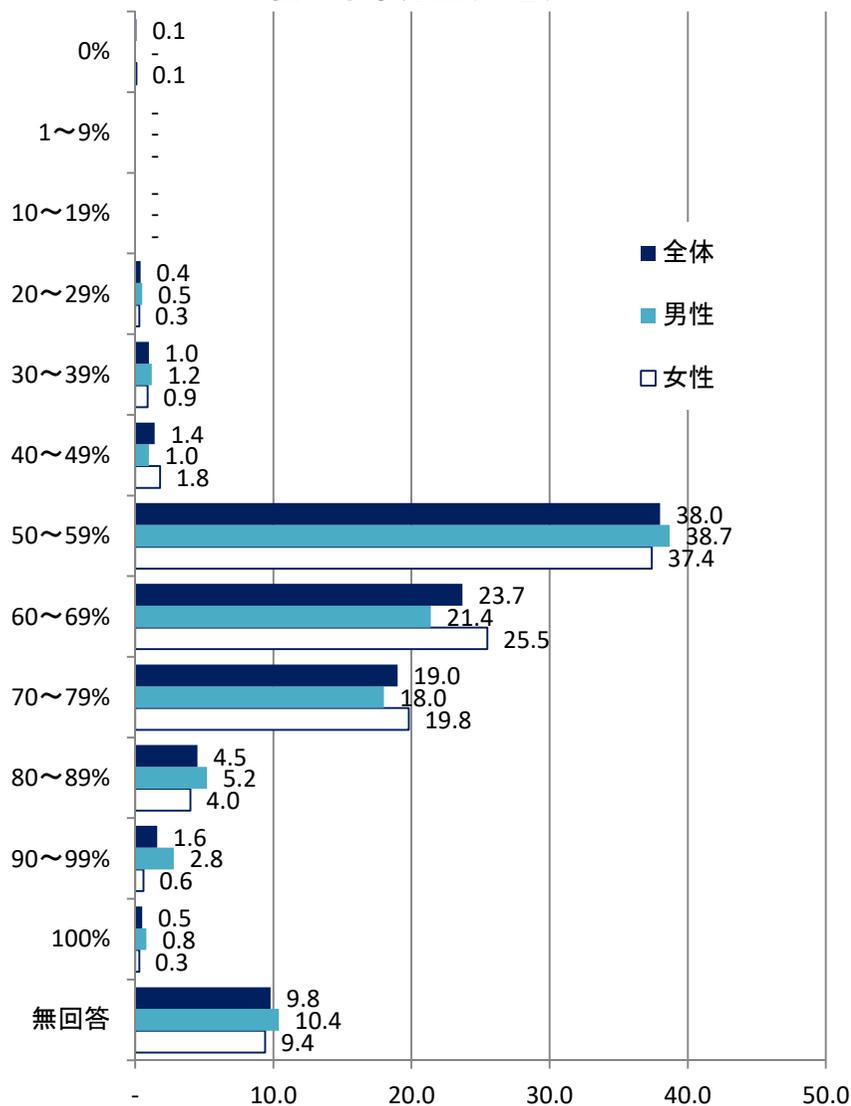


【出典】令和元年度 県民意識調査報告書(P30～35)

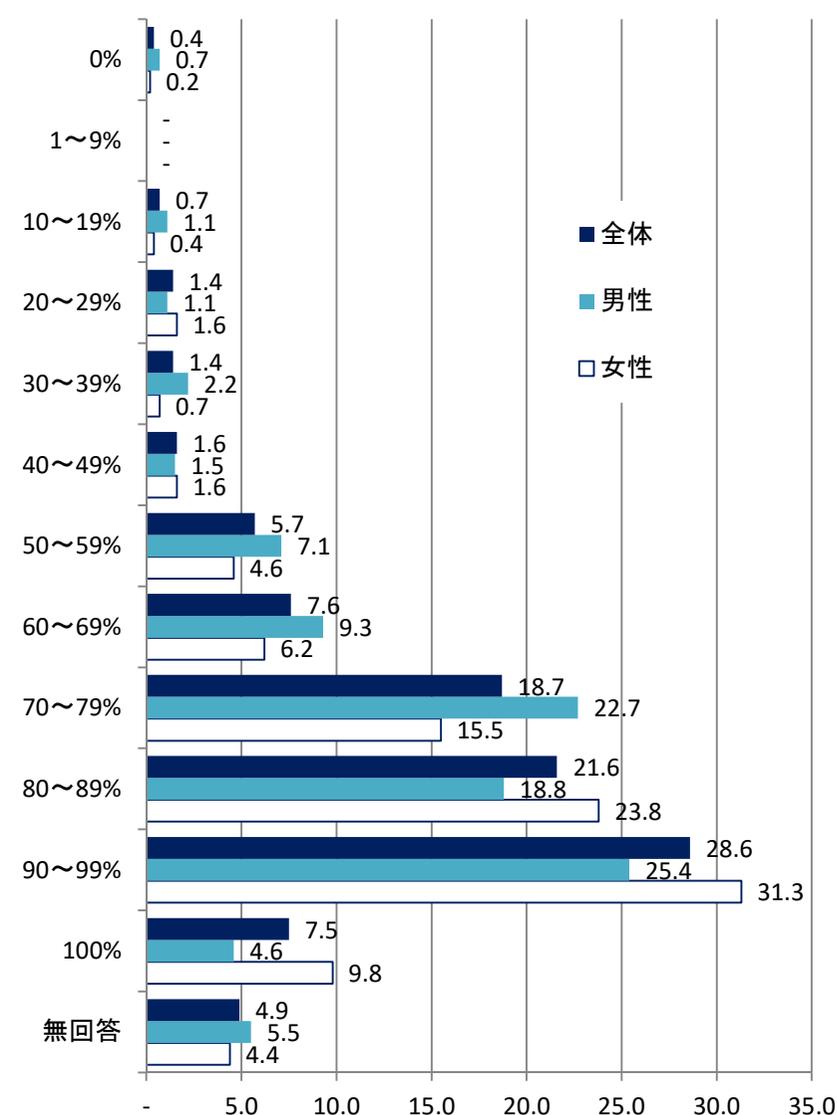
暮らし方の変化⑥【夫婦の家事分担の理想と現実②<妻の分担割合>】

妻の家事分担割合の理想は、「50%～59%」が約4割となっており、夫婦の平等な家事分担が理想と考えていますが、現実では、妻の家事分担割合は「70%～99%」が多くなっています。

妻の家事分担(理想) (単位:%)



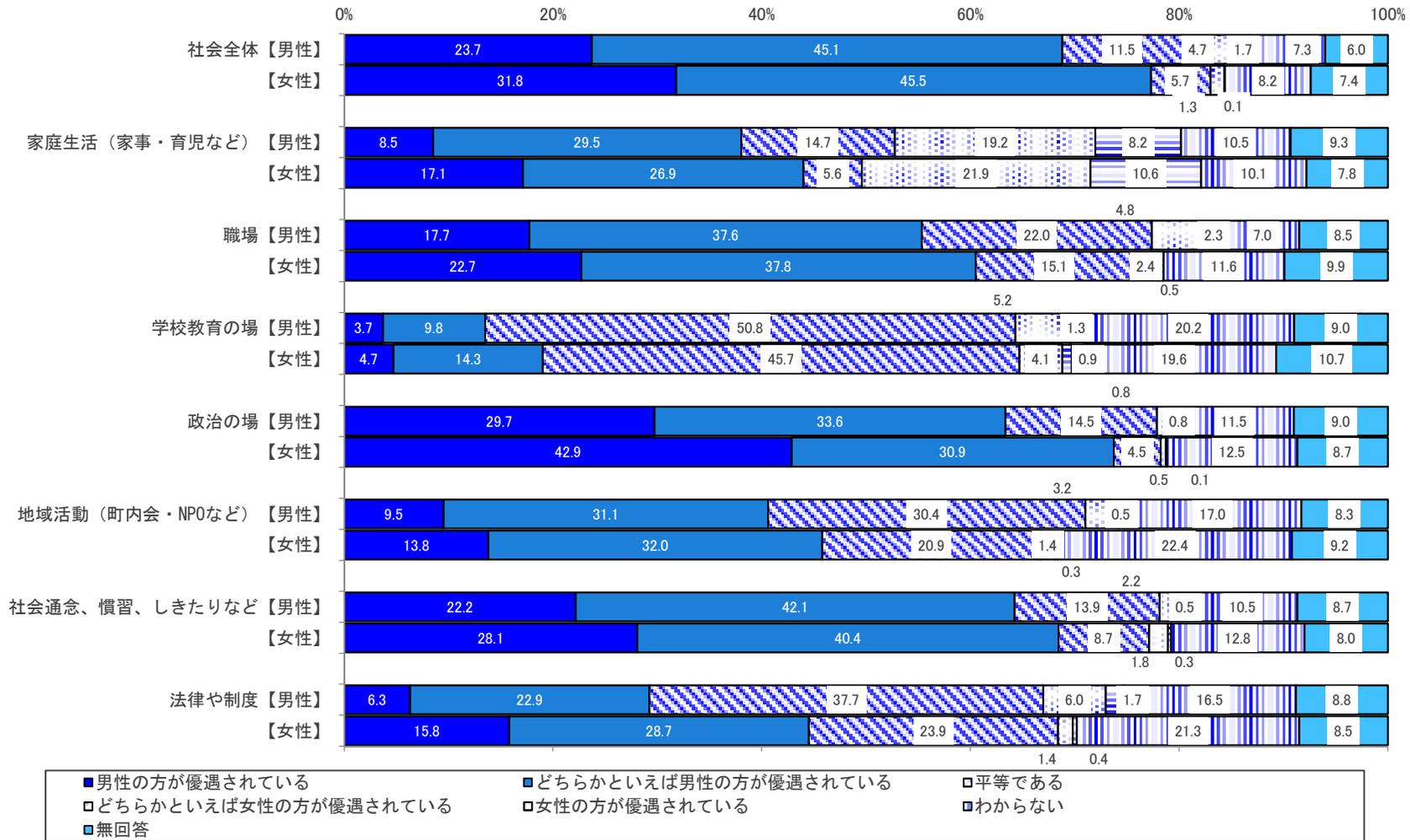
妻の家事分担(現実) (単位:%)



【出典】令和元年度 県民意識調査報告書(P30～35)

男女共同参画社会について

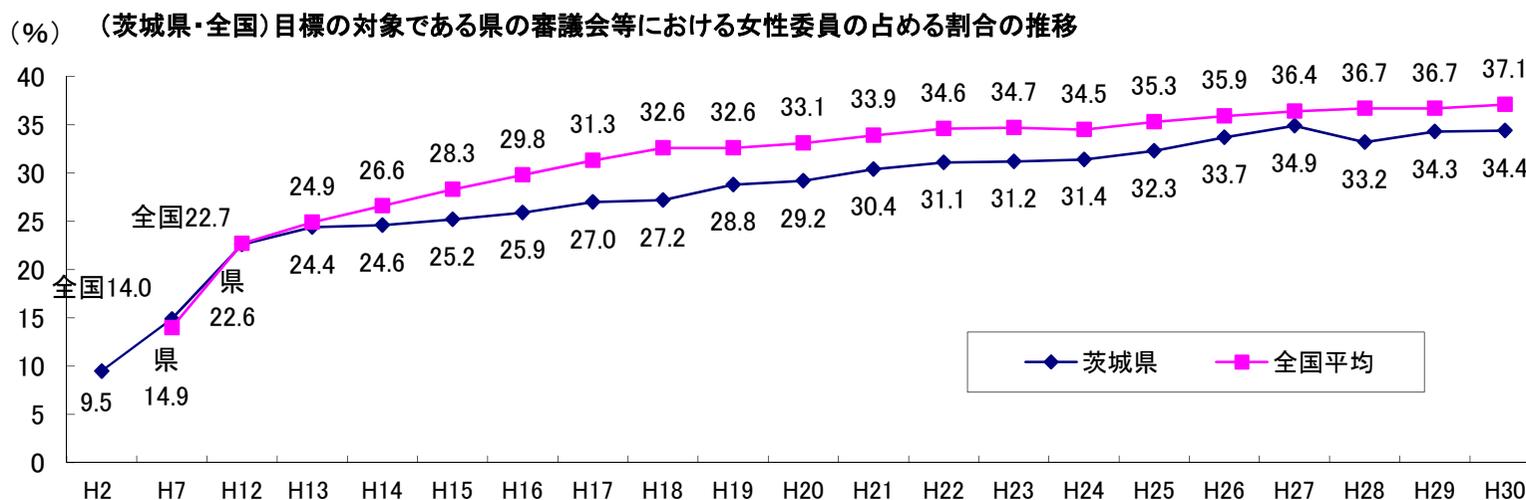
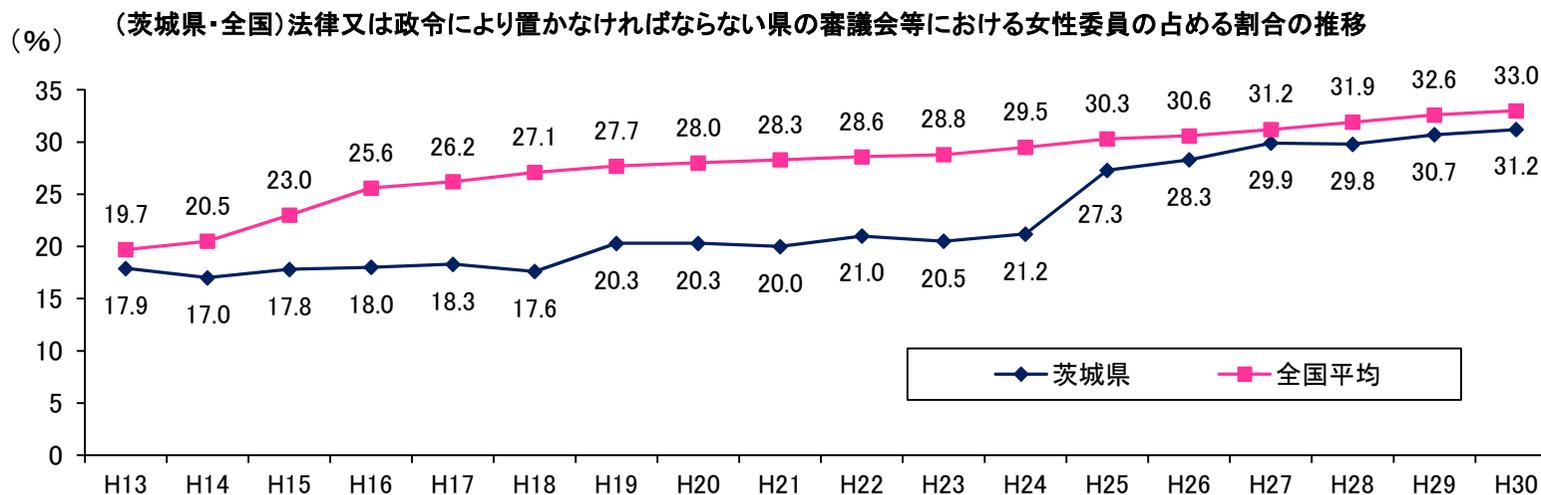
- 学校教育の場では、男性女性ともに「平等である」と回答した割合が高いが、社会全体、家庭生活(家事・育児など)、政治の場では「平等である」と回答した割合が低くなっており、不平等感が強くなっています。
- 性別にみると、「平等である」と回答した割合は、すべての分野において男性が女性を上回っています。また、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合は、「政治の場」(男性:63.3%,女性:3.8%)、「法律や制度」(男性:29.2%,女性:44.5%)で、女性が男性を10ポイント以上上回っています。



【出典】令和元年度 県民意識調査報告書(P131~141)

社会的な意思決定への女性の参画状況①【県の審議会等】

○ 法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員の占める割合及び目標の対象である県の審議会における女性委員の割合はともに前年度に比べて微増しています。

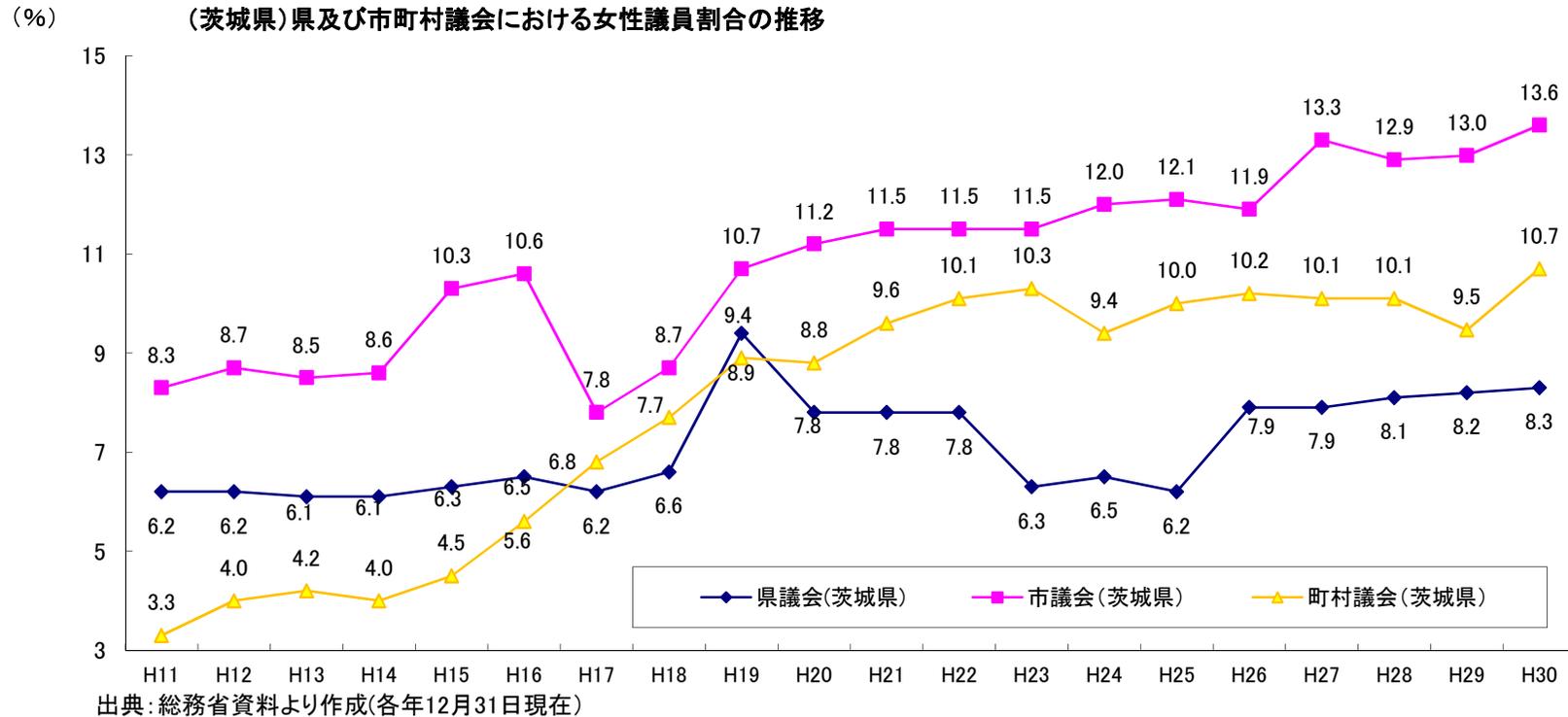


出典: 全国は内閣府調べ(調査年月は各都道府県によって異なる。)

県は女性活躍・県民協働課調べ(各年度末現在) <令和元年度 男女共同参画年次報告書概要版P7>

社会的な意思決定への女性の参画状況②【地方議会】

○ 県及び市町村議会における女性議員の割合は、町村議会のみ全国平均を上回っています。



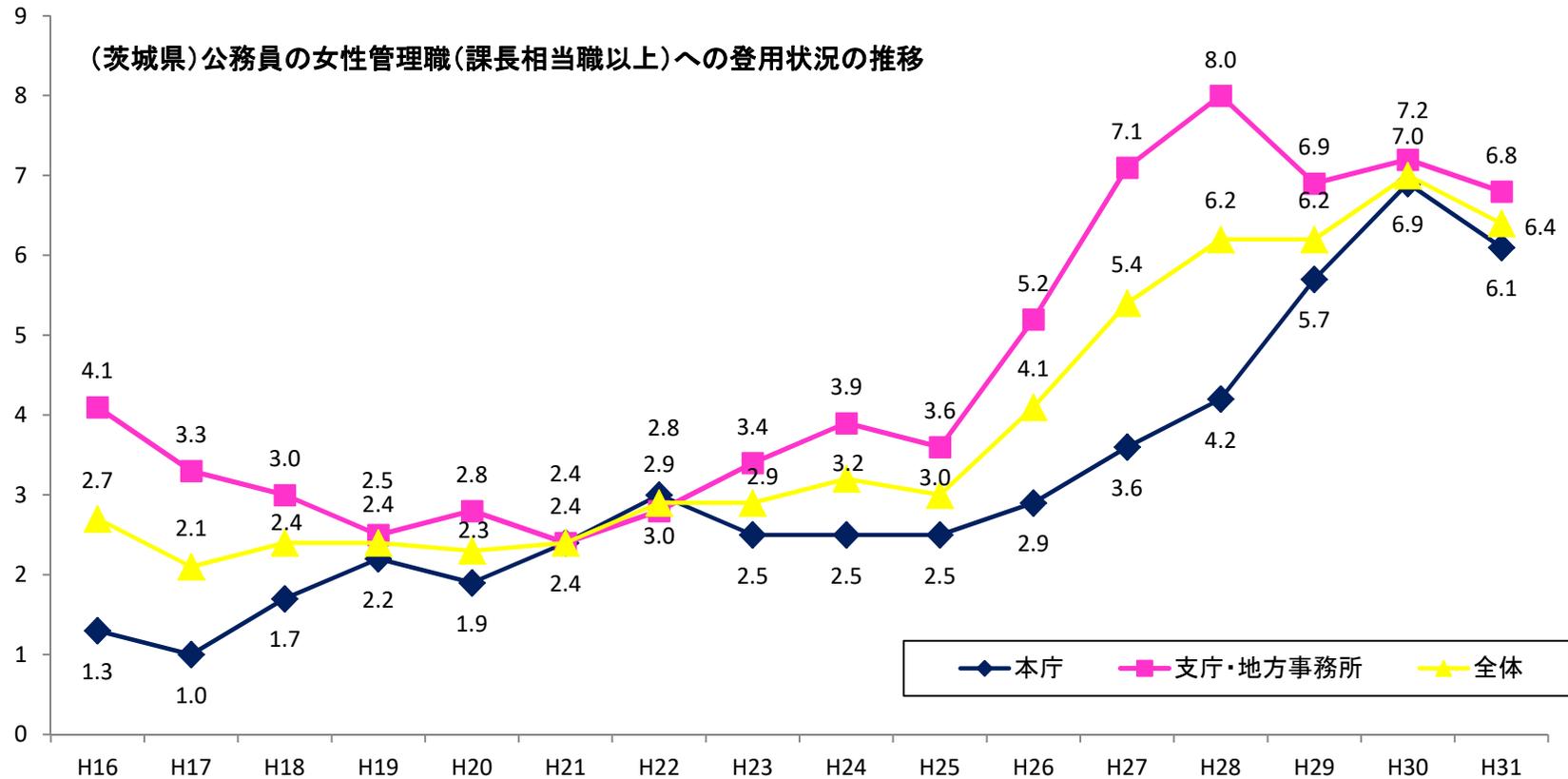
(全国) 都道府県及び市区町村議会における女性議員割合の推移委

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
都道府県議会	6.9	6.9	7.2	7.3	8.0	8.2	8.1	8.1	8.6	8.7	8.8	8.9	9.8	9.9	10.1	10.0
市区議会	12.3	12.0	11.0	11.2	12.3	12.6	12.9	13.2	13.3	13.4	13.6	13.8	14.5	14.6	14.9	15.3
町村議会	5.6	5.8	6.4	6.9	7.7	7.8	8.1	8.1	8.4	8.6	8.7	8.9	9.5	9.8	9.9	10.1

出典：総務省資料より作成(各年12月31日現在)

社会的な意思決定への女性の参画状況③【公務員(都道府県)】

○ 公務員の女性管理職(本庁課長相当職以上)の割合は、各区分で全国平均を下回っています。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
本庁	3.1	3.4	3.5	3.9	4.2	4.3	4.7	4.8	4.9	5.4	5.9	6.6	7.2	8.0	8.7
支庁・地方事務所	6.3	6.4	6.6	6.8	7.1	7.8	8.2	8.3	8.7	9.1	9.7	10.4	10.9	11.5	11.9
全体	4.8	5.0	5.1	5.4	5.7	6.0	6.4	6.5	6.8	7.2	7.7	8.5	9.0	9.7	10.3

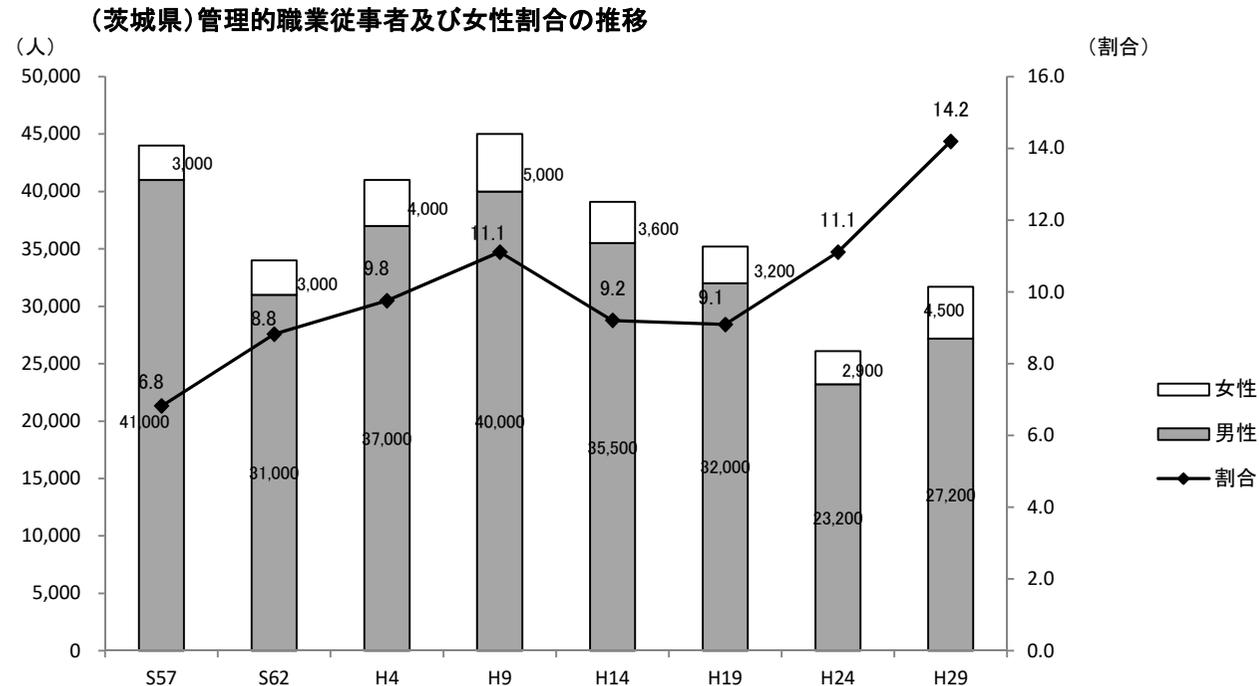
出典: 内閣府男女共同参画局資料より作成

(注1) 管理職の女性比率は、原則4月1日現在で調査しているが、都道府県の事情により時点が違うところもある。

(注2) 全国平均は、都道府県の管理職総数に占める女性管理職の割合。

社会的な意思決定への女性の参画状況④【管理的職業従事者】

- 本県の管理的職業従事者(会社役員, 会社管理職員, 管理的公務員等)は平成9年以降, 男女ともに減少し続けていましたが, 平成29年は増加となりました。また, 女性の占める割合は, 1割前後の低い水準で推移していましたが, 平成29年は大きく上昇しました。



(全国)管理的職業従事者及び女性割合の推移

	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29
総数	2,489,000	2,247,000	2,376,000	2,311,000	2,046,500	1,797,200	1,427,100	1,528,100
女性	177,000	196,000	237,000	236,000	225,900	200,600	191,800	226,600
割合	7.1	8.7	10.0	10.2	11.0	11.2	13.4	14.8

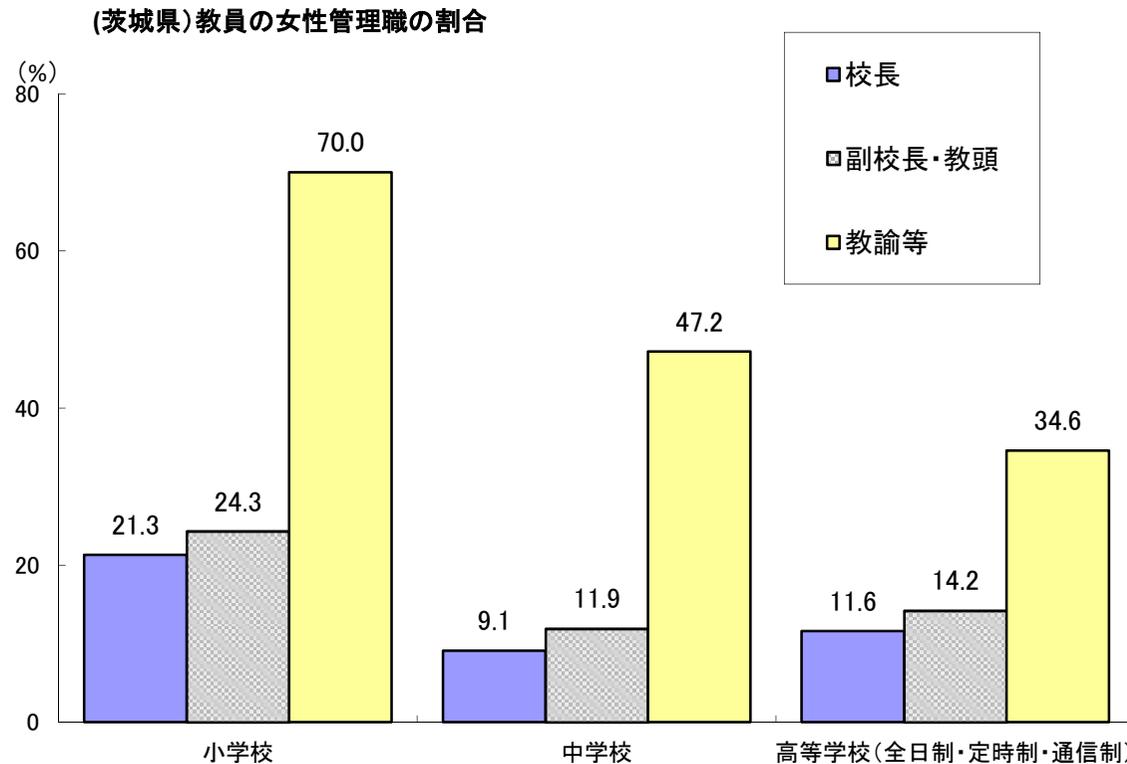
出典:「就業構造基本調査」(総務省)

(注1)平成24年調査より21年基準の日本標準職業分類が適用されているため, データは完全には接続していない。

(注2)平成9年調査までは千人単位で公表されている。

社会的な意思決定への女性の参画状況⑤【教員(公立)】

○ 本県の公立小学校、中学校、高等学校の教員の女性管理職(校長、副校長、教頭)の割合は、全国同様に教諭等の女性割合に比べて低く、高等教育になるにつれて女性教諭等の割合も低くなっています。



(全国)教員の女性管理職の割合

小学校

校長	20.6%
副校長・教頭	27.5%
教諭等	66.3%

中学校

校長	7.4%
副校長・教頭	13.3%
教諭等	46.9%

高等学校(全日制・定時制・通信制)

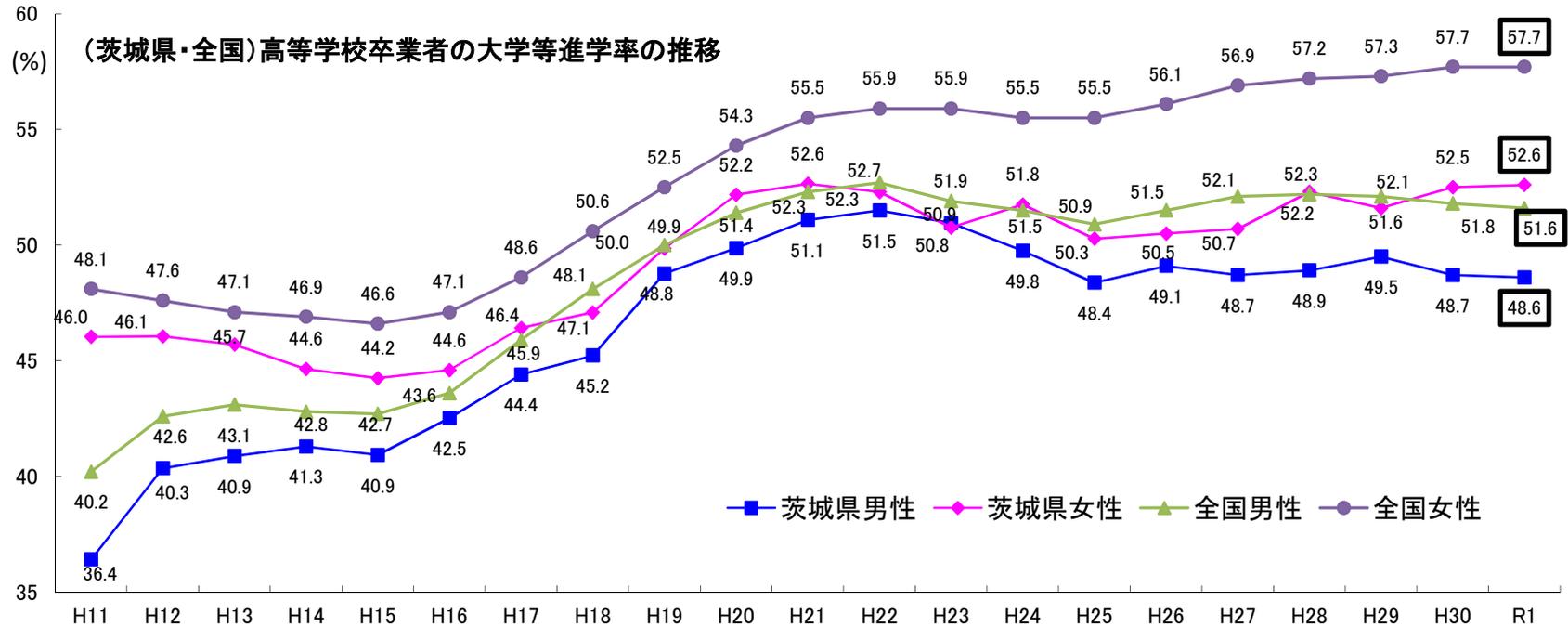
校長	7.6%
副校長・教頭	10.1%
教諭等	34.7%

出典:「学校基本調査」(文部科学省)(令和元年5月1日現在)

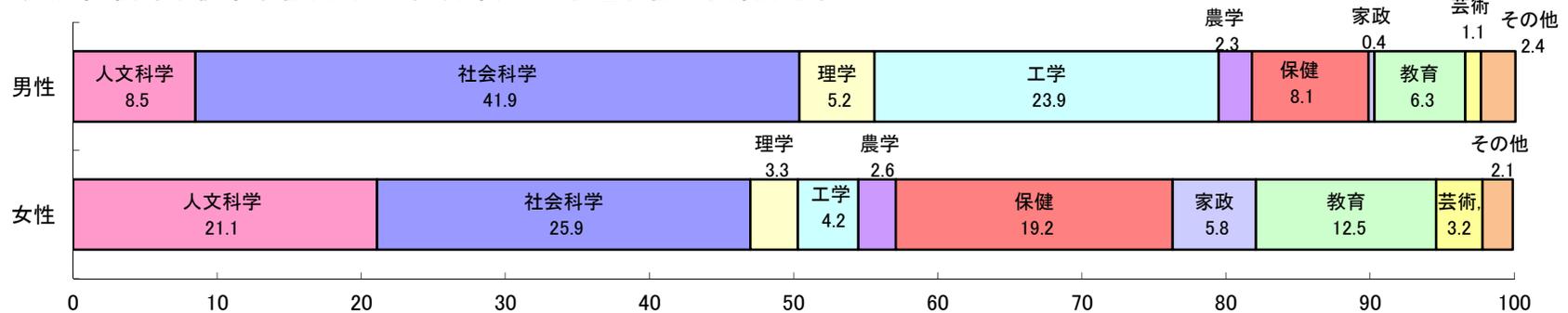
注:「教諭等」には、「教諭」、「養護(助)教諭」、「栄養教諭」、「講師」を含む。

進学における状況

- 本県における高等学校卒業者の大学等進学率(大学, 短期大学等に進学する者の割合)は, 平成20年以降男女ともに5割程度で推移しています。
- 大学進学者の学部別比率は, 男性が社会科学系, 工学系への進学比率が高いのに対し, 女性は人文科学系, 社会科学系, 保健関係(薬学・看護)への進学比率が高くなっています。



(茨城県)高等学校卒業者(平成31年3月卒)の大学進学者の学部別比率

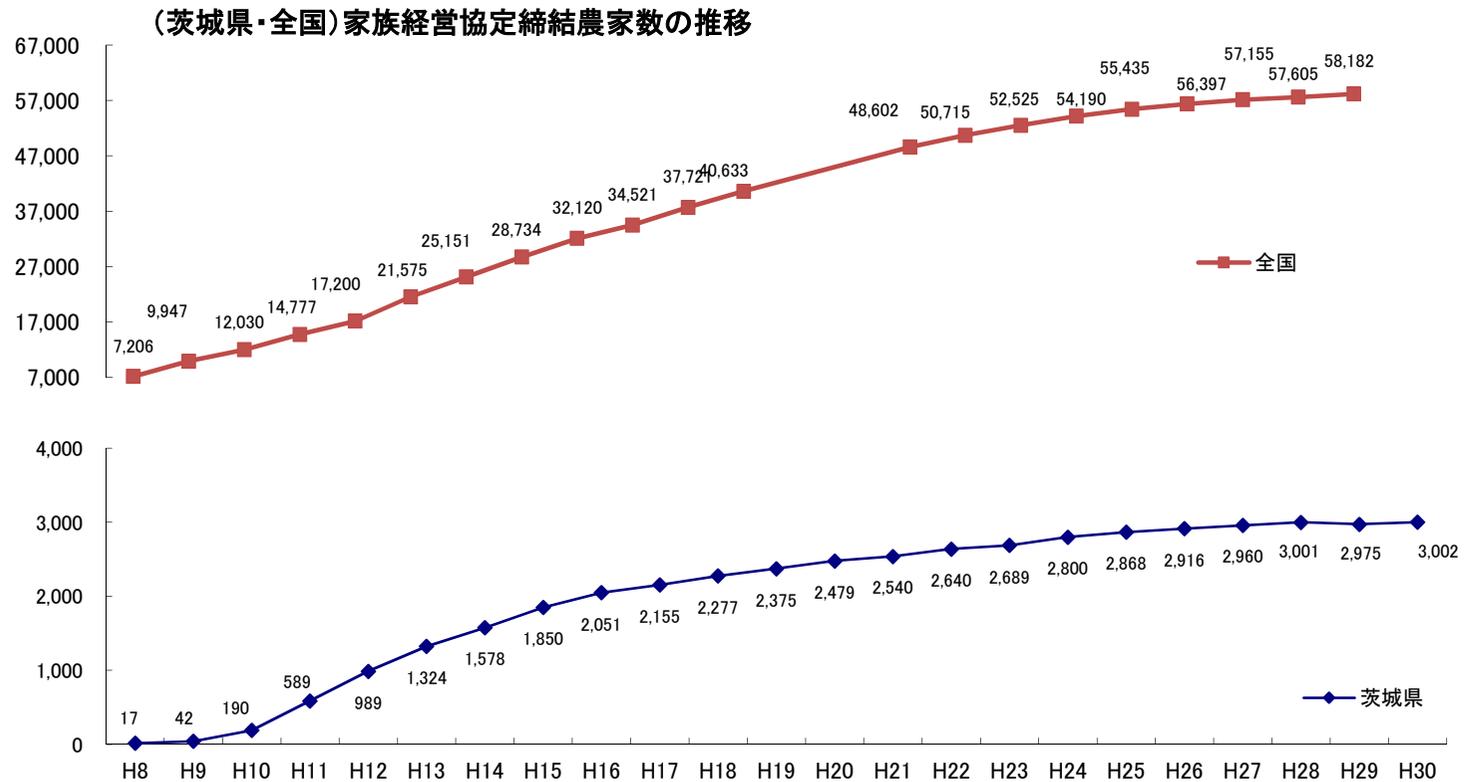


出典:「平成30年度高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」(県教育庁総務課)(平成30年5月1日現在)

<令和元年度 男女共同参画年次報告書概要版P12~13>

農業における状況

- 本県の平成27年の農業就業人口(満15歳以上の者で農業のみに従事した者とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計)は、男女併せて89,594人であり、男女の比率は、男性51.6%、女性48.4%とほぼ同比率です。この傾向は全国同様となっています。
- 本県の家族経営協定(農家構成員の役割分担の明確化等)を締結している農家数は、平成28年度までは全国同様、毎年増加していましたが、平成29年度は協定内容が家族内に定着し協定締結の必要性がなくなった等の理由から、一時的に減少に転じました。平成30年度は、認定農業者の共同申請や市町村の農業農村男女共同参画推進委員の個別訪問等により新規締結が進み、再び増加しました。

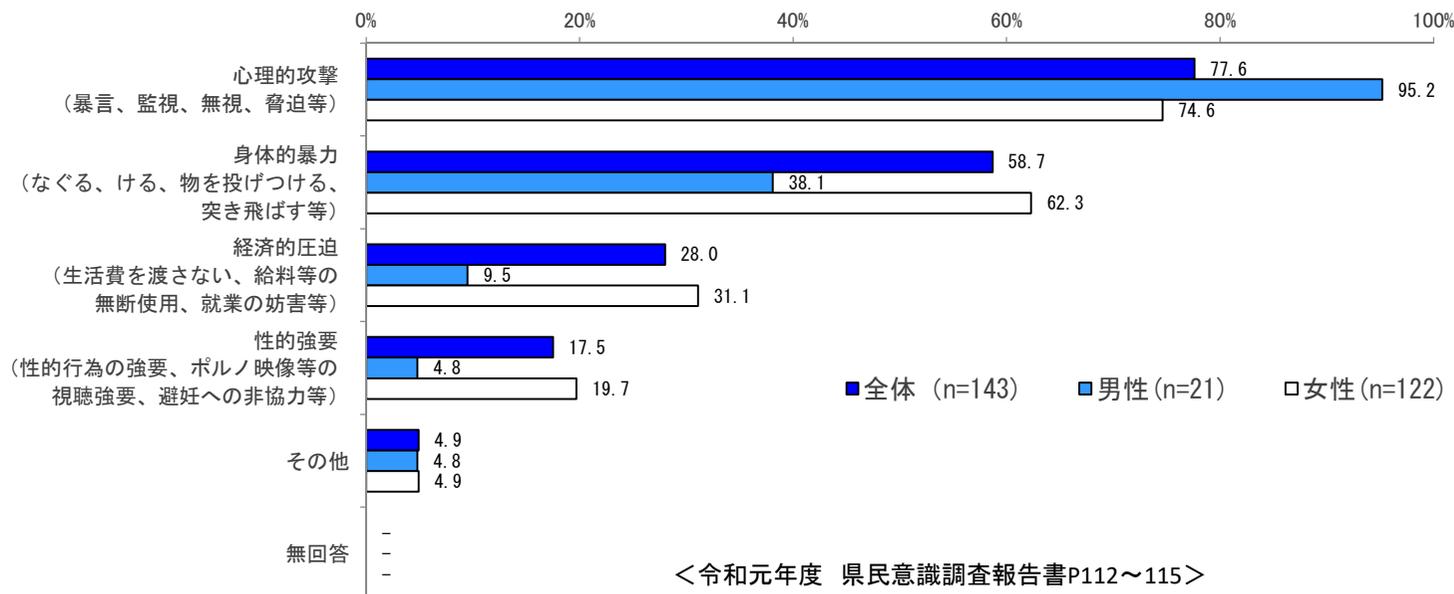
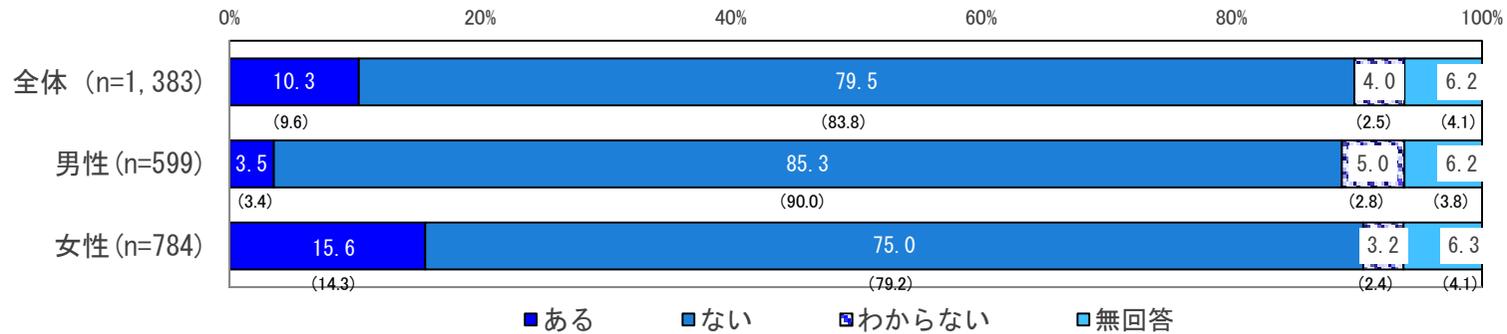


出典: 茨城県(農業経営課調べ), 全国(農林水産省調べ) * H20とH21は全国値なし

男女間の暴力①【ドメスティックバイオレンスの経験】

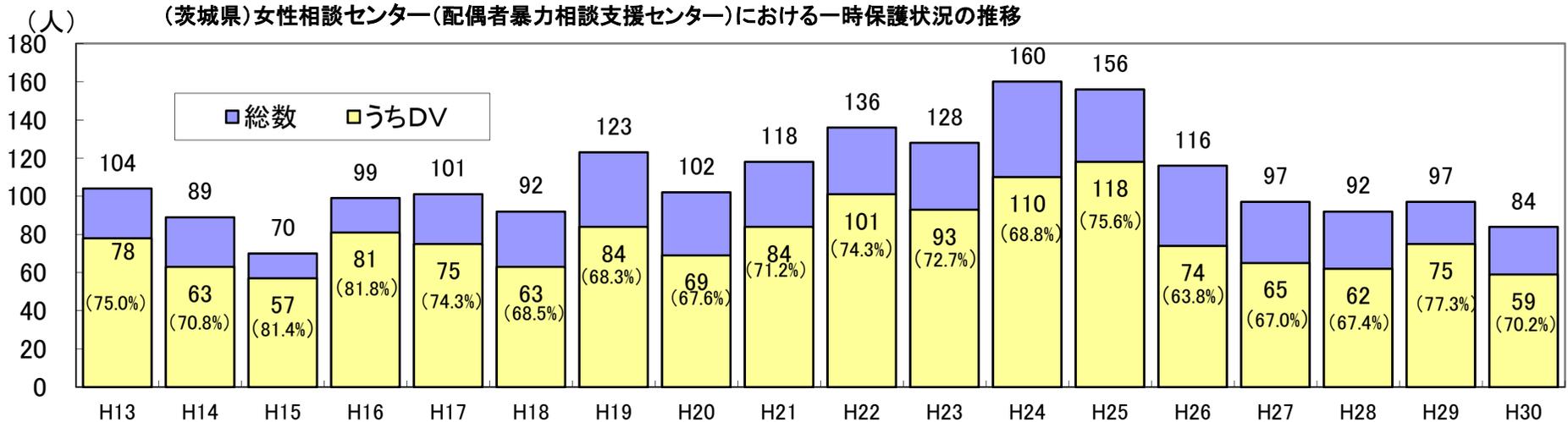
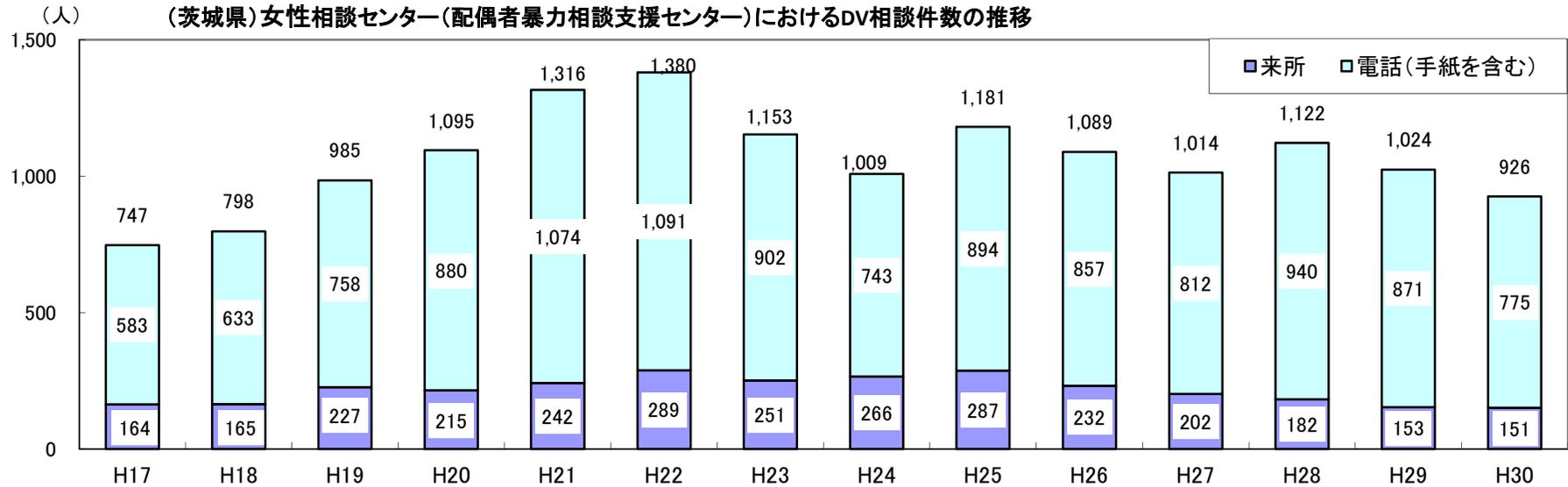
- 令和元年度県民意識調査によると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験については、「ある」が10.3%となっています。暴力の内容については、「心理的攻撃」が77.6%と最も高く、次いで「身体的暴力」が58.7%、「経済的圧迫」が28.0%となっています。
- 性別にみると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験が「ある」と回答した割合は、女性(15.6%)が男性(3.5%)より高くなっています。暴力の内容については、男性では「心理的攻撃」(95.2%)、「身体的暴力」(38.1%)が高く、女性では「心理的攻撃」(74.6%)、「身体的暴力」(62.3%)、「経済的圧迫」(31.1%)、「性的強要」(19.7%)が高くなっています。

ドメスティックバイオレンスの経験 ※()内はH26年度調査時



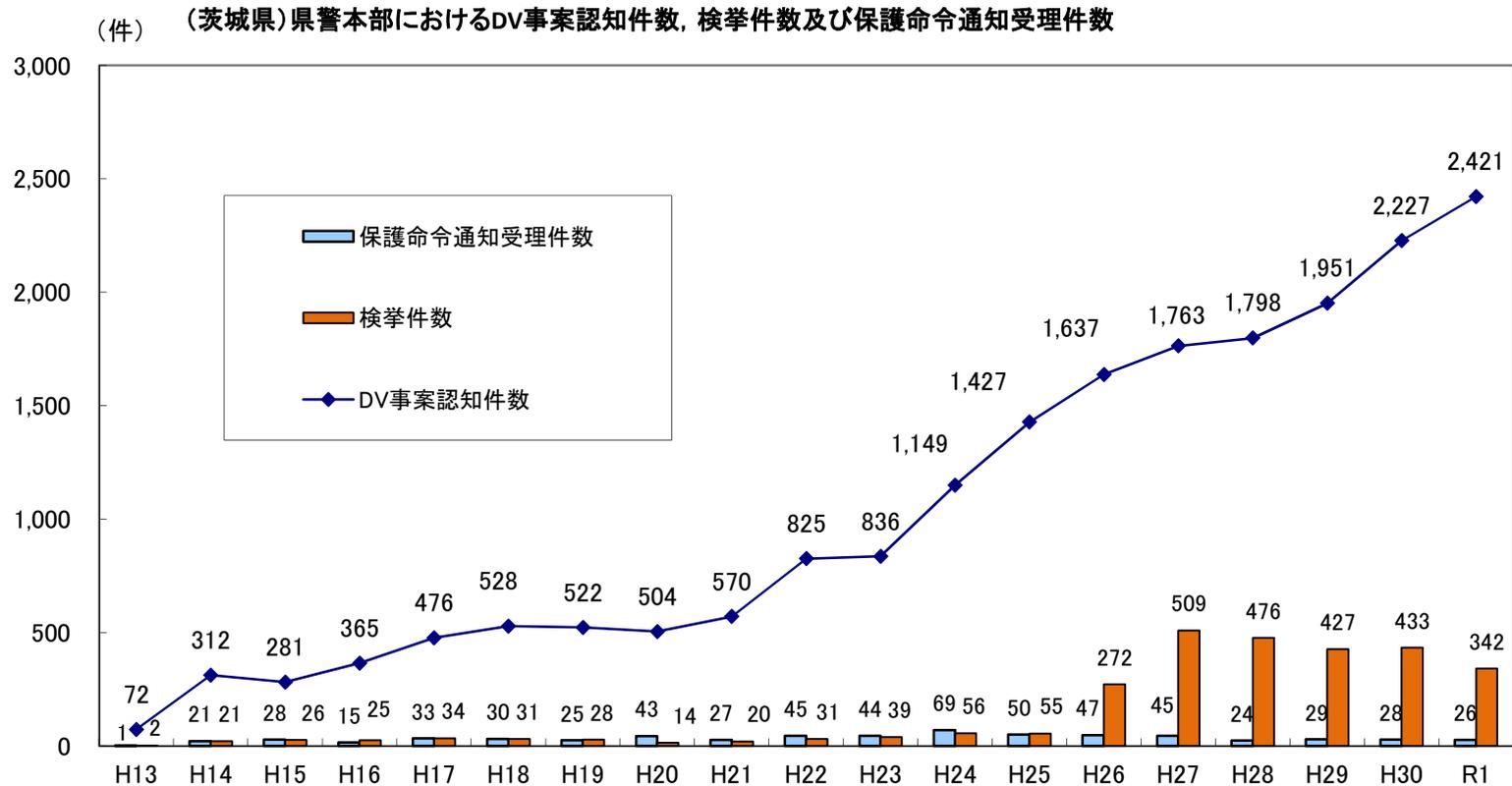
男女間における暴力②【女性相談センターにおける相談状況等】

○ 本県の女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)におけるDVに係る相談件数は、平成30年度中は926件であり、前年度より減少しました。また、このうち電話による相談が約8割を占めています。一時保護については、70.2%がDVによるものでした。



男女間における暴力③【県警本部におけるDV事案認知件数等】

- 本県の警察で受理したDV事案の認知件数は、令和元年12月末現在2,421件（前年比＋194件）でした。また、DV事案の事件検挙件数は、同342件（前年比－91件）で、裁判所から発令された保護命令（被害者への接近禁止命令，自宅からの退去命令等）の通知受理件数は、同26件（前年比－2件）でした。



出典：茨城県警察本部人身安全対策課調べ（各年12月末現在）

<令和元年度 男女共同参画年次報告書概要版P16>

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

- 厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、平成30年度で89件であり、全国においても7,639件と前年度を上回っています。

(茨城県)厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談計 (件, (%))	184 (100)	128 (100)	107 (100)	98 (100)	77 (100)	78 (100)	173 (100)	163 (100)	152 (100)	89 (100)	85 (100)	89 (100)
労働者等 件, (%)	151 (82)	98 (77)	94 (88)	90 (92)	67 (87)	70 (90)	162 (94)	137 (84)	116 (76)	—	—	—
事業主 件, (%)	33 (18)	30 (23)	13 (12)	8 (8)	10 (13)	8 (10)	11 (6)	26 (16)	36 (24)	—	—	—

平成28年度より相談計における内訳統計をとっていない。

出典: 厚生労働省茨城労働局調べ

(全国)都道府県労働局雇用環境・均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談計 (件, (%))	15,799 (100)	13,529 (100)	11,898 (100)	11,749 (100)	12,228 (100)	9,981 (100)	9,230 (100)	11,289 (100)	9,580 (100)	7,526 (100)	6,808 (100)	7,639 (100)
女性労働者 件, (%)	8,169 (52)	8,140 (60)	7,587 (64)	7,361 (63)	7,517 (61)	5,838 (58)	5,700 (62)	6,725 (60)	6,185 (65)	—	—	—
男性労働者 件, (%)	517 (3)	621 (5)	488 (4)	551 (5)	544 (4)	549 (6)	483 (5)	618 (5)	642 (7)	—	—	—
その他 件, (%)	2,950 (19)	2,390 (18)	2,175 (18)	2,139 (18)	2,204 (18)	1,782 (18)	1,662 (18)	2,098 (19)	1,583 (17)	—	—	—
事業主 件, (%)	4,163 (26)	2,378 (18)	1,648 (14)	1,698 (14)	1,963 (16)	1,812 (18)	1,385 (15)	1,848 (16)	1,170 (12)	—	—	—

「男性労働者」および「その他」については、平成19年度以降。

構成比は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

平成28年度より相談計における内訳統計をとっていない。

出典: 内閣府男女共同参画局および厚生労働省資料より作成